

山鹿市 こども計画

～こども・若者が健やかに幸せに成長できる

都市(まち)を目指して～

(素案)

令和7年3月

山鹿市

山鹿市子ども憲章

山鹿市子ども憲章

一、 私たちおとなは

すべての子どもを一人の市民として尊重し

子どもたちの人権を守ります

一、 私たちおとなは

子ども一人ひとりの独自性を認め

子どもたちの個性を伸ばします

一、 私たちおとなは

あらゆる場で子どもの知性と感性を養い

子どもたちの豊かな人間性を培います

一、 私たちおとなは

子どもを郷土の自然や文化に触れさせ

子どもたちのふるさとを愛する心を育みます

一、 私たちおとなは

子どもを「社会の子」ととらえ

子どもたちの成長をみんなで見守ります

はじめに

(発行時、市長あいさつを掲載します)

令和7年3月
山鹿市長

〇〇〇〇

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の考え方	2
3 法的な位置づけ	3
4 関連計画との位置づけ	3
5 計画の期間	4
6 計画の策定体制	4
第2章 山鹿市のこども・子育てを取り巻く状況	6
1 山鹿市のこども・子育てを取り巻く状況	6
2 山鹿市の子ども・子育て支援施策の課題	43
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	45
2 基本目標	46
3 主要施策の方向	47
4 計画の推進体制	52
第4章 事業計画	53
1 市町村子ども・子育て支援事業計画について	53
2 教育・保育提供区域の設定	54
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策	54
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	58
5 専門的な支援を要するこどもや家庭への支援の充実	68
6 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	70
7 計画の推進体制	71
第5章 こどもの貧困対策計画	72
1 計画策定の背景	72
2 こどもの貧困対策に係る施策の展開	73
第6章 こども・若者計画	77
1 計画策定の背景	77
2 こども・若者に係る施策の展開	78
資料編	82
1 山鹿市子ども・子育て会議設置条例	82
2 山鹿市子ども・子育て会議委員名簿	84
3 用語説明	85

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

国では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、こどもの心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。そのため、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定・施行されました。

また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

■こども基本法に定められた6つの基本理念



こども施策は、**6**つの基本理念をもとに行われます。

1

すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2

すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3

年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言ったり、社会のさまざまな活動に参加できること。

4

すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

5

子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6

家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

2 計画策定の考え方

こども計画は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めるものであり、山鹿市（以下「本市」という。）では、こどもが持っている可能性を十分に発揮できる環境を目指し、こどもを中心においた施策展開を図るため、「山鹿市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定することとします。

こども計画は、こども基本法第10条に基づき、国の「こども大綱」及び都道府県の「こども計画」を勘案して策定するよう努めることとされており、子ども・子育て支援事業計画等のこども施策に係る関係計画については、一体のものとして作成することが可能であるとされています。本市においても、各部署のこども施策について垣根を越えた横の連携を行うことで、住民にとって分かりやすいこども施策を目指し、こども施策に関連する計画（子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、こどもの貧困対策計画、こども・若者計画、少子化に対処するための施策を包含）の包括的・一体的なこども計画とします。

なお、本計画では、おおむね出生前から30歳代までのこども・若者及び子育て家庭を対象とします。

また、本計画の策定、施策の検討にあたっては、こどもや若者の意識に関するデータ、こども・若者や家庭を取り巻く状況に関するデータ、こども・若者や家庭を支援する機関や団体のデータ、各種統計など、様々なデータや統計を活用するとともに、こども本人からの意見聴取などで出た意見も活用します。個人情報を取り扱う場合には、こどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら施策を立案します。



3 法的な位置づけ

本計画は、以下の内容を包含した本市のこども施策に関する総合的な計画とします。

○子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」による「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含する計画として策定

○次世代育成支援行動計画

「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画」を包含する計画として策定

○こどもの貧困対策計画

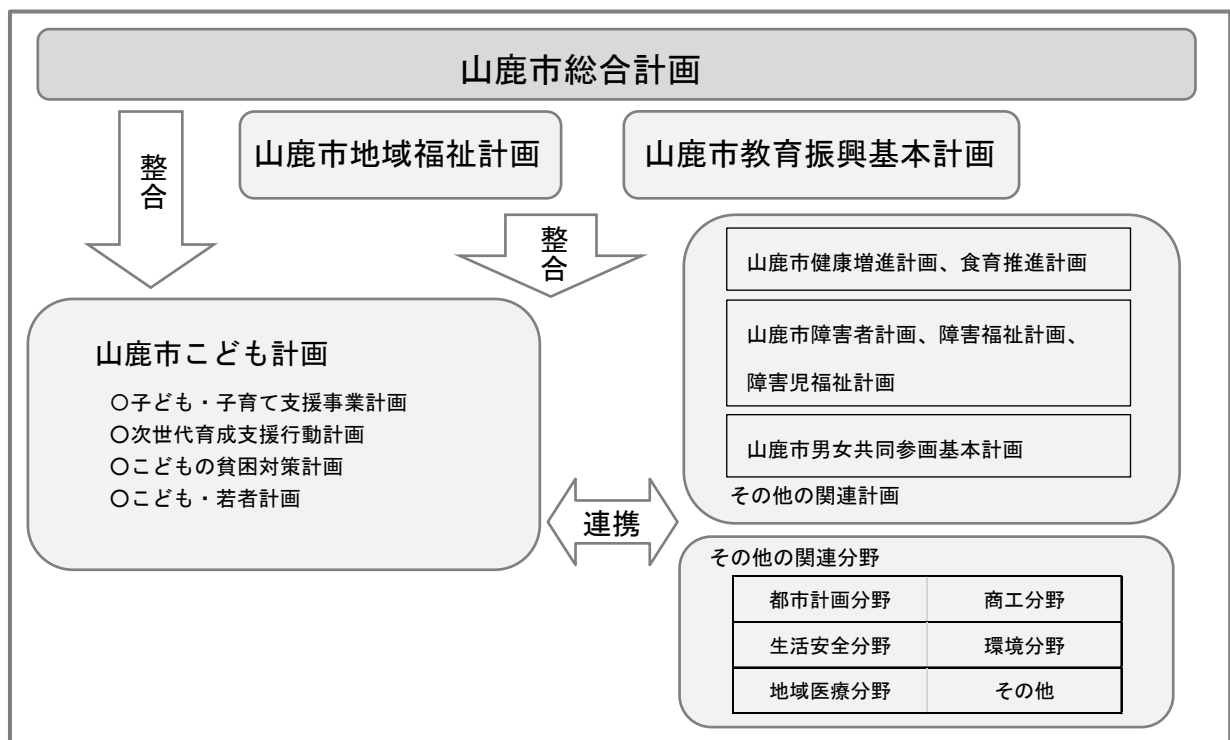
「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」による「市町村計画」を包含する計画として策定

○こども・若者計画

「子ども・若者育成支援推進法」による「市町村子ども・若者計画」を包含する計画として策定

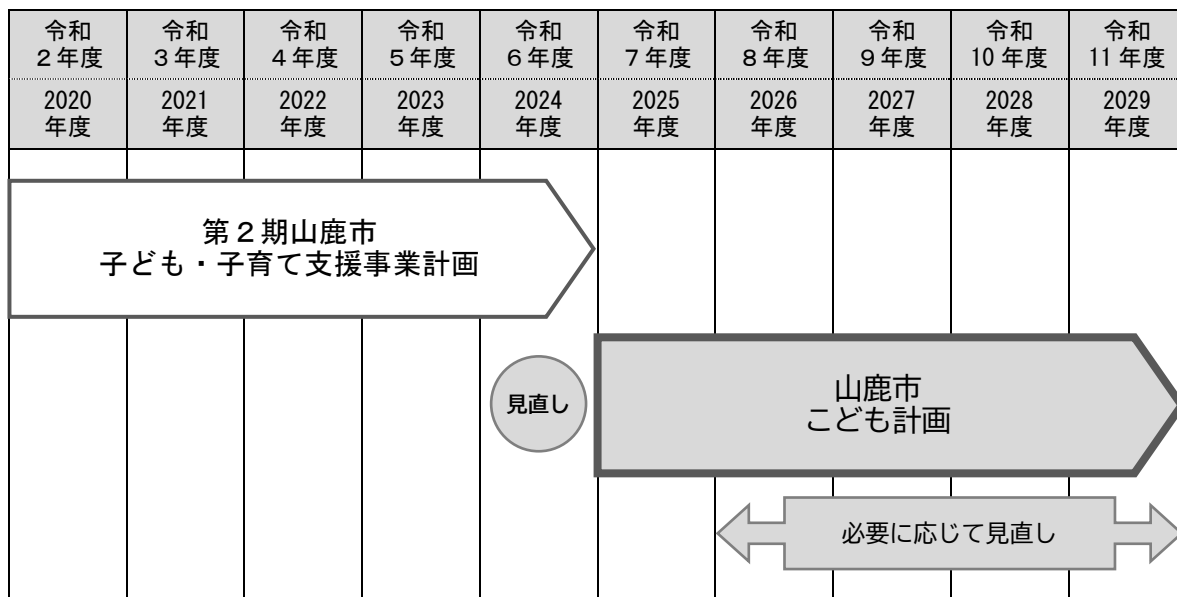
4 関連計画との位置づけ

本計画は「山鹿市総合計画」を最上位計画とし、こども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、山鹿市教育振興基本計画及び関連する福祉関係計画等と整合を図ります。



5 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。一体的に策定する計画の計画期間も同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

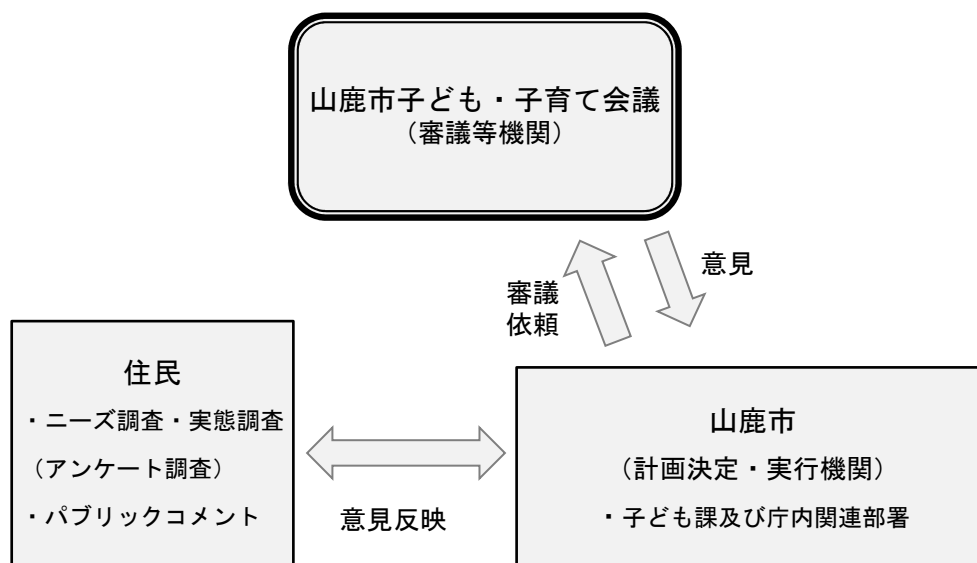


6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づいて「山鹿市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての審議を行いました。

■策定体制のイメージ図



（２）こども計画策定のためのアンケート調査

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、「山鹿市こども計画」を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてアンケート調査を実施しました。

（３）パブリックコメント

本計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

第2章 山鹿市のこども・子育てを取り巻く状況

1 こども・子育てを取り巻く状況

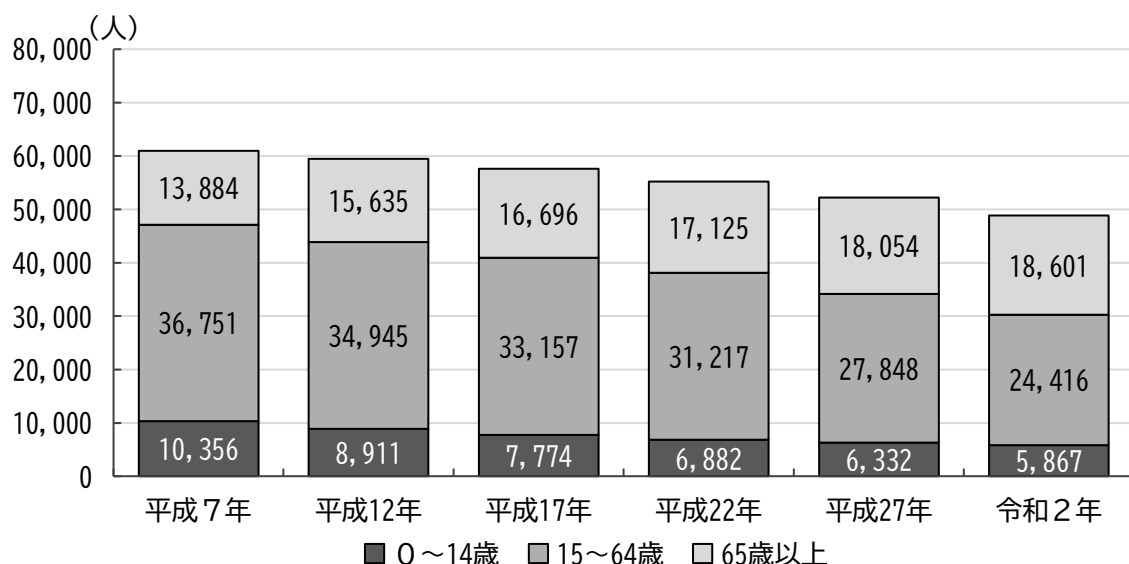
(1) 人口・世帯等の動向

①総人口・世帯数の推移

全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。年少人口は平成7年の10,356人から令和2年の5,867人と約半数近くまで減少しているのに対し、高齢者人口は平成7年の13,884人から令和2年の18,601人と4,717人増加しています。

5歳階級ごとの令和12年までの年少人口の推移をみると、いずれの階級も減少しており、今後も少子化は続くものと予想されます。このような中、保護者の就業形態の多様化など保育ニーズの質の変化に対応したきめ細かなサービスへの取組が求められています。

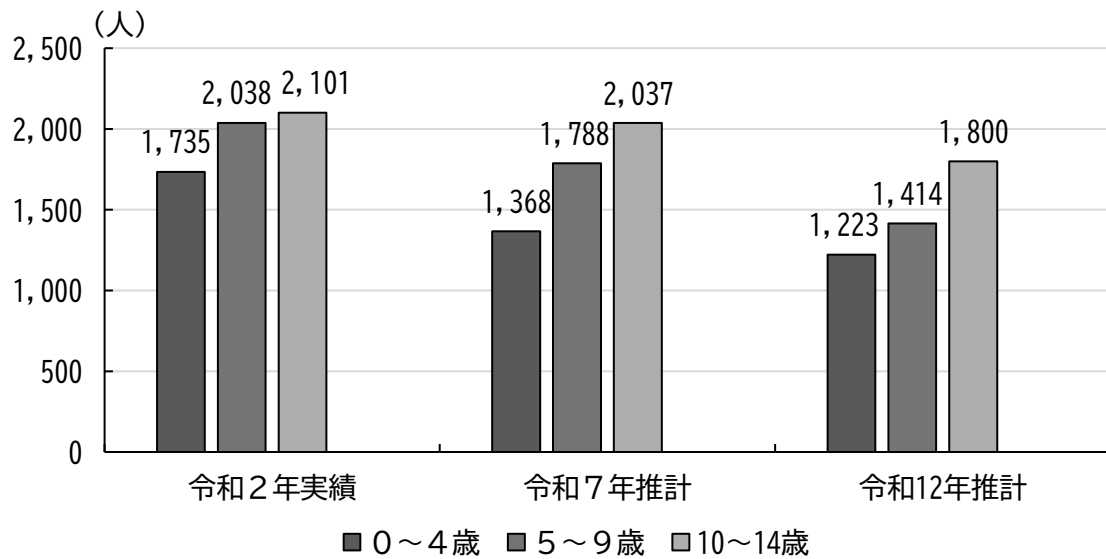
■総人口・年齢区分別人口の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※総人口には年齢不詳を含んでおり、各年齢層の人口の合計とは一致しない場合がある

■年少人口の推移

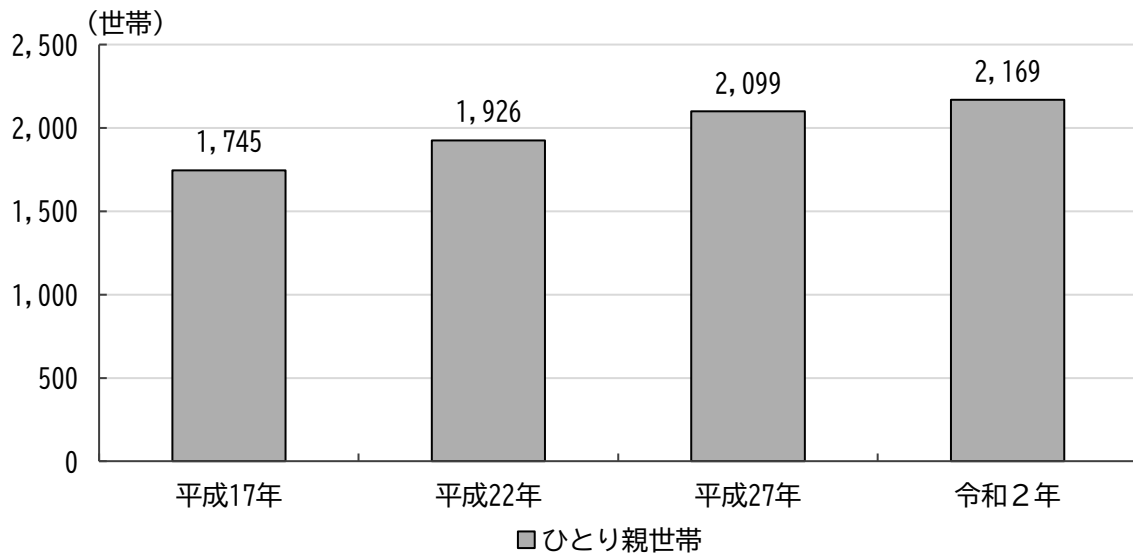


資料：日本地域別将来推計人口
(実績は令和2年10月1日現在、推計は各年10月1日推計)

②子育て世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、本市のひとり親世帯は増加傾向にあり、平成17年から令和2年にかけて424世帯増加しています。保育サービスの提供とともに、就労支援をはじめとする多様な生活支援の充実が必要です。

■ひとり親世帯の推移

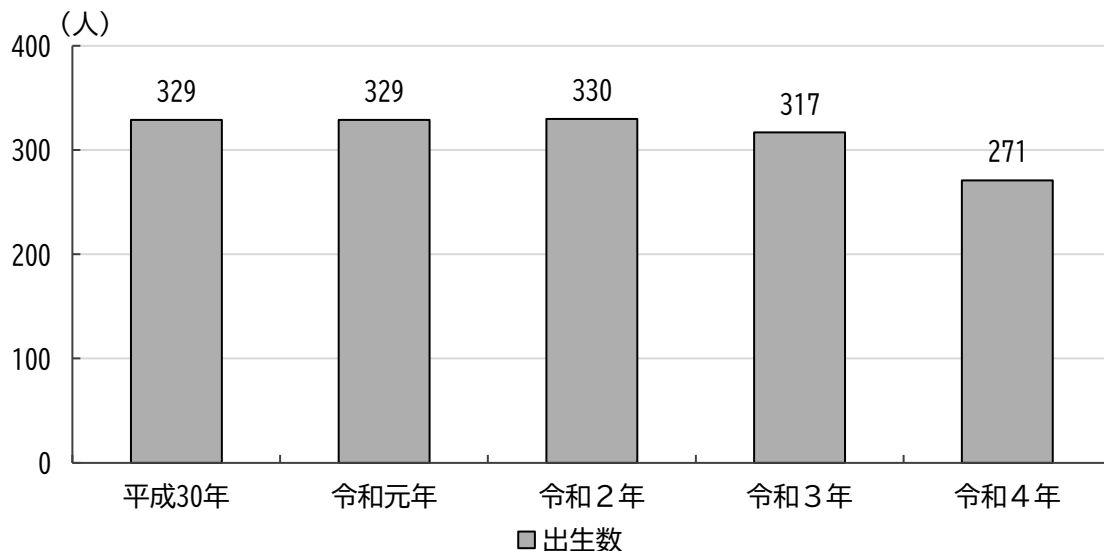


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③出生数の動向

出生数の推移をみると、本市の出生数は減少傾向にあり、平成30年の329人から令和4年は271人と、58人減少しています。

■出生数の推移



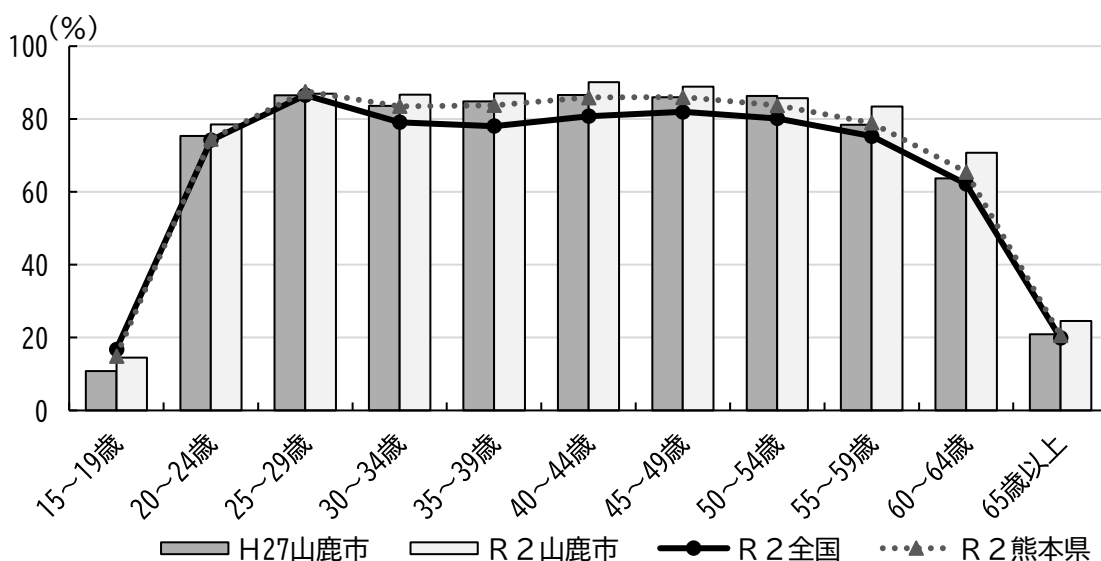
資料：熊本県衛生統計年報

④女性の就労の状況

令和2年の本市の女性の労働力率を平成27年と比較すると、50～54歳を除いた全ての層で平成27年を上回っています。

今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場のより一層の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。

■女性の労働力率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合で、労働可能人口うち働く意思のある人達の比率ということです。女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られており、近年、M字の谷の部分の部分が浅くなってきています。

(2) 教育・保育施設の状況

①保育園の設置状況

本市には、公立保育園が3園、私立保育園が17園、地域型保育事業所が2施設、認可外保育園が3園あります。令和5年度は、定員1,620人に対し、入所児童数は1,456人で入所率は89.88%となっています。

■山鹿市における保育園の設置状況等

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園（か所）		21	21	21	20	20
定員数（人）		1,720	1,720	1,720	1,610	1,620
入所児童数（人）	0歳児	180	181	186	165	167
	1歳児	255	259	240	240	223
	2歳児	313	285	291	238	259
	1・2歳児	568	544	531	478	482
	3歳児～	1,030	1,014	992	872	807
	合計	1,778	1,739	1,709	1,515	1,456
入所率（％）		103.37	101.10	99.36	94.10	89.88

※各年度3月1日現在
 ※児童数は市外からの入所者を含む
 ※年齢区分は4月1日時点の年齢

■保育園一覧

公立	山鹿保育園	私立	やはた保育園	大道保育園	平小城保育園
	米田保育園		ゆりかご乳児保育園	三玉保育園	山鹿若葉保育園
	富慈園		三岳保育園	八玉保育園	まほろば保育園
			山鹿西保育園	栗の実保育園	つぼみ保育園
			城北アソカ保育園	かもと乳児保育園	かおう保育園
			稲光園	山鹿東保育園	

※令和6年4月現在

■延長保育を含めた開園時間

公立	開園時間（7：00～19：00）：3園	私立	開園時間（7：00～19：00）：13園
			開園時間（7：30～18：30）：1園
			開園時間（7：30～19：00）：1園
			開園時間（7：00～18：30）：1園
			開園時間（7：15～19：15）：1園

※令和6年4月現在

本市では、地域型保育事業所は2施設あります。家庭的保育室ひよっこは、令和6年度から小規模保育事業B型に移行し、定員9名となっています。

■地域型保育事業所の状況

区分		令和5年度	
施設名		家庭的保育室ひよっこ	小規模保育事業A型 ことかぜ保育園
定員数（人）		5	9
入所児童数（人）	0歳児	2	2
	1・2歳児	3	7
	合計	5	9
入所率（％）		100	100

※令和6年3月1日現在

■認可外保育施設の状況（人）

施設名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	備考
杉の子保育園	46	48	42	36	33	
ぞうさん	13	7	11	16	11	中央病院院内保育園
な&な	14	5	9	9	8	市民医療センター院内 保育園
計	73	60	62	61	52	

※各年度3月1日現在

②幼稚園、認定こども園の設置状況

本市には公立幼稚園が1園、公立認定こども園が1園、私立認定こども園が2園あります。

■幼稚園の状況（人）

【公立】

区分	施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園	山鹿幼稚園	53	50	48	48	49

※各年度3月1日現在

■幼稚園一覧

公立	山鹿幼稚園
----	-------

※令和6年4月現在

■認定こども園の状況（人）

【私立】

区分	施設名		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認定 こども園	霊泉幼稚園（教育利用）		15	17	14	11	8
	霊泉幼稚園 （保育利用）	0 歳児	1	3	3	3	2
		1 ・ 2 歳児	4	8	6	6	7
		3 歳児	5	8	15	18	17
	山鹿こども園（教育利用）					24	18
	山鹿こども園 （保育利用）	0 歳児				14	10
		1 ・ 2 歳児				19	29
		3 歳児				40	46
合計			25	36	38	135	137

※各年度3月1日現在
※山鹿こども園は令和5年度に山鹿中央保育園から名称を変更

【公立】

区分	施設名		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
認定 こども園	鹿本こども園（教育利用）		26	21	16	16	13
	鹿本こども園 （保育利用）	0歳児	3	6	6	3	3
		1・2歳児	29	21	21	23	21
		3歳児	43	54	57	49	48
合計			101	102	100	91	85

※各年度3月1日現在

■認定こども園一覧

公立	鹿本こども園	私立	霊泉幼稚園	山鹿こども園
----	--------	----	-------	--------

※令和6年4月現在

（３）地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援制度では、こども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、実施することになっています。それぞれの事業の取組状況は以下のとおりです。

①地域子育て支援拠点事業（子ども課）

事業内容

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。

本市の取組

市内に6か所の直営の地域子育て支援拠点施設（子育て支援センター）を設置し、様々な子育て支援を展開しています。

定期的に保健師等との連絡会議を開催し、こどもや子育ての状況について情報の共有を図るとともに、訪問を行うことで孤立を予防し、育児の不安感・負担感の軽減に努めています。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（人）	5,760	7,345	12,236

【令和5年度の内訳】

施設名	子育て支援センター					おさか童夢
	山鹿	鹿北	菊鹿	鹿本	鹿央	
延べ利用者数（人）	3,384	1,488	938	4,995	856	575

②妊婦健康診査（健康増進課）**事業内容**

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査の支援を行います。

本市の取組

妊婦健康診査の公費負担による支援として、母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査受診券を交付しています。また、市独自として、精密検査券（2回分）及び産婦健康診査受診券も併せて交付しています。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦健康診査実受診者数（人）	528	460	350
妊婦健康診査延べ受診者数（人）	3,964	3,531	2,649
要精密検査延べ受診者数（人）	74	79	59
産婦健康診査実受診者数（人）	262	259	221

③乳児家庭全戸訪問事業（健康増進課）**事業内容**

保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問して、子育て支援に関する情報や養育環境を把握し、育児に関する相談、助言を行います。

本市の取組

訪問を母子保健事業の要として位置付け、生後2か月頃に乳児の全戸訪問を実施しています。育児不安を訴えるケースや家族全体にサポートが必要なケースが増加しているため、関係機関との情報交換を行い、連携を強化しています。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施数（件）	323	291	253

④養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業（健康増進課）

事業内容

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言を訪問により実施することにより、個々の抱える養育上の諸問題の解決、育児の不安感や孤立感の軽減を図ります。

本市の取組

未熟児や多胎児のほか、若年・心身に不調のある産婦など養育支援が特に必要な家庭に、保健師等が訪問し、相談・指導を行っています。また、必要に応じて栄養士や保育士と連携し、育児・家事等に関する相談・支援に繋がっています。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問数（件）	71	84	88

⑤子育て短期支援事業（子ども課）

事業内容

【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）】

保護者の疾病や育児疲れ等の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、また保護者による児童への虐待。更には配偶者からの暴力や、経済的な理由により、児童や被害を受けた配偶者等を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で一時的に預かります。

【夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）】

保護者が仕事等の理由で、平日の夜間や休日に不在になることで家庭において児童を養育することが困難になった場合又は緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導や食事の提供を行います。

本市の取組

保護者の疾病等で一時的に保育が困難な場合、養護施設等で一定期間養育・保護を行っています。

市内1か所、市外4か所の児童養護施設等に委託して実施しています。

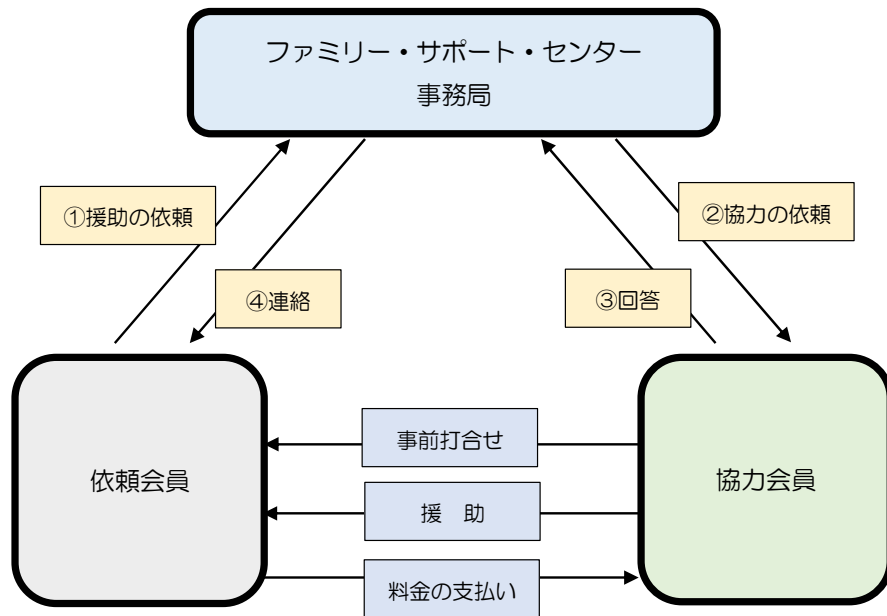
【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ショートステイ事業延べ利用児童数（人）	20	8	82
トワイライトステイ事業延べ利用児童数（人）	6	11	20

⑥ファミリー・サポート・センター事業（子ども課）

事業内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。



本市の取組

本市に在住又は勤務している、生後6か月から小学校のこどものいる方（依頼会員）と、自宅でこどもを預かれる方（協力会員）が、相互援助をしてもらう活動を行っています。平成15年から、山鹿市社会福祉協議会に委託して事業を行っています。

保育園の送迎や放課後児童クラブのお迎えとして利用されています。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼会員（人）	232	232	203
協力会員（人）	108	107	105
両方会員（人）	12	10	9
会員合計（人）	352	349	317
活動件数（件）	47	66	9

⑦-1 幼稚園における一時預かり事業（預かり保育）（学校教育課）

事業内容

幼稚園及び認定こども園において、通常の教育時間終了後に、在園児を対象として預かり保育を行う事業です。

本市の取組

公立幼稚園 1 園、公立認定こども園 1 園で預かり保育を実施しています。

⑦-2 保育園等における一時預かり事業（子ども課）

事業内容

保育園や幼稚園に入園していない乳児又は幼児で、保護者の病気、入院、災害、事故、育児疲れの解消などの理由で、保育園等で緊急・一時的に預かる事業です。

本市の取組

公立保育園 1 園、私立保育園 5 園、公立認定こども園 1 園、私立認定こども園 1 園、地域型保育事業所 1 施設で一時預かり事業を実施しています。

【実績】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ利用者数（人）	1,177	508	624

※幼稚園・認定こども園の教育時間終了後や長期休暇中の預かり保育と、保育園での一時預かりの合計

⑧延長保育事業（子ども課）

事業内容

保育園に入園しているこどもの保護者の就労、勤務時間等のやむを得ない理由で、保育時間の延長が必要な児童に対し、通常の保育時間を超えて行う保育のことです。

本市の取組

公立保育園 3 園、私立保育園 15 園、公立認定こども園 1 園、私立認定こども園 1 園、地域型保育事業所 1 施設で延長保育を実施しています。

【実績】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ利用者数（人）	11,344	5,936	9,749

⑨病後児保育事業（子ども課）

事業内容

病気の回復期にある児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立支援を行うものです。

本市の取組

山鹿保育園に併設された病後児保育室（あすなろ）、三玉保育園に併設された病後児保育室（さくらんぼ）、かおう保育園に併設された病後児保育室（すずらん）において、病後児保育事業を実施しています。

実施施設数：3箇所

【実績】

施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
あすなろ（人）	185	110	257
さくらんぼ（人）	47	46	204
すずらん（人）	-	-	104
年間延べ利用児童数（人）	232	156	565

⑩放課後児童健全育成事業（子ども課）

事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

本市の取組

令和5年度は22クラブに委託して事業を実施しました。全ての小学校区において、放課後児童クラブを設置しています。

また、全ての放課後児童クラブで、障がい児の受け入れができるよう努力しています。

【実績】放課後児童クラブ登録児童数

単位＝人

放課後児童クラブ名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
遊友クラブ（山鹿小） 障がい児	32 (2)	39 (1)	40 (4)
かしの木クラブ（山鹿小） 障がい児	32 (2)	40 (4)	46 (3)
にじいろクラブ（山鹿小） 障がい児	32 (5)	37 (4)	34 (3)
さくらクラブ（山鹿小） 障がい児	33 (4)	39 (6)	43 (4)
クラブかわべっ子（山鹿小） 障がい児	9 (2)	15 (5)	17 (1)
カンガルーくらぶ（八幡小） 障がい児	36 (9)	34 (8)	34 (6)
なかよしくらぶ（八幡小） 障がい児	37 (8)	32 (8)	33 (7)
なのはなクラブ（平小城小） 障がい児	20 (0)	25 (0)	44 (3)
ひまわりクラブ（三岳小） 障がい児	16 (2)	17 (2)	9 (0)
タンポポクラブ（三玉小） 障がい児	28 (3)	33 (6)	43 (8)
らっこクラブ（大道小） 障がい児	54 (3)	51 (5)	50 (4)
こあらクラブ（大道小） 障がい児	49 (5)	51 (7)	35 (2)
放課後児童クラブまほろば（鹿北小） 障がい児	27 (4)	19 (4)	30 (6)
あんずっ子クラブ1組（菊鹿小） 障がい児	34 (2)	36 (4)	44 (3)
あんずっ子クラブ2組（菊鹿小） 障がい児	32 (3)	37 (3)	43 (3)
鹿本っ子学童クラブ・ポケット1組（鹿本小） 障がい児	30 (0)	39 (3)	33 (1)
鹿本っ子学童クラブ・ポケット2組（鹿本小） 障がい児	33 (6)	43 (3)	37 (3)
鹿本っ子学童クラブ・ポケット3組（鹿本小） 障がい児	30 (3)	37 (5)	35 (3)
鹿本っ子学童クラブ・ポケット3組（鹿本小） 障がい児	－ －	－ －	24 (2)
かおう児童クラブ（めのだけ小） 障がい児	29 (5)	42 (5)	38 (5)

放課後児童クラブ名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
つくしクラブ（めのだけ小） 障がい児	17 (3)	19 (3)	23 (3)
放課後児童クラブ・根っこ 障がい児	12 (12)	16 (16)	18 (18)
合計	622	701	753
障がい児合計	(83)	(102)	(92)

※各年度3月1日時点の登録児童数

(4) ニーズ調査の概要

■調査の概要

調査の目的	「山鹿市子ども・子育て支援事業計画（第3期）（令和7～11年度）」の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や市の施策に対する、保護者の皆様のご意見・ご要望を計画に反映させるために調査を実施しました。
調査対象	・本市在住の就学前児童がいる家庭の保護者 ・本市在住の就学児童がいる家庭の保護者
調査期間	・令和6年3月18日～令和6年3月31日
調査方法	・郵送配布・回収、WEB回答

■調査票の回収結果

	配布数 (票)	回収数 (票)		回収率 (%)
就学前児童の 保護者向け	1,200	612		51.0
		紙	WEB	
		312	300	
就学児童の 保護者向け	800	386		48.3
		紙	WEB	
		192	194	

※グラフは、パーセントで示しています。グラフ中表示している「n」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

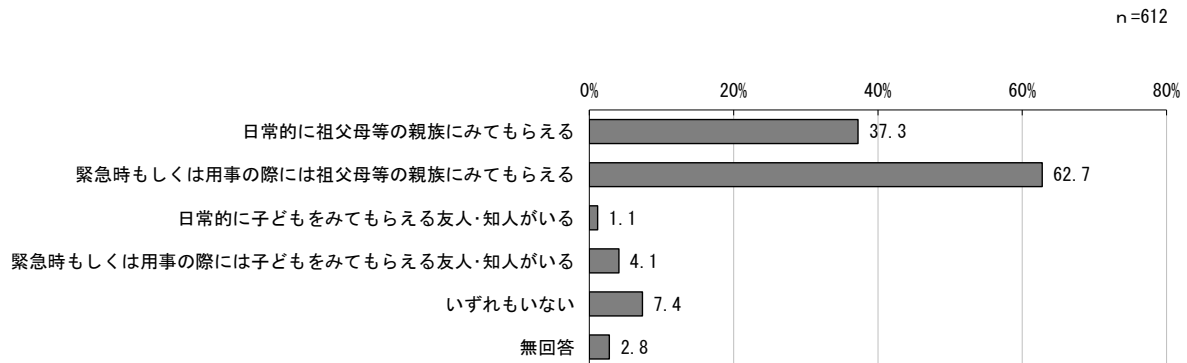
百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。

(5) 調査の結果概要（就学前児童）

①子どもの育ちを巡る環境について

○子どものことを見てもらえる親族・知人の有無

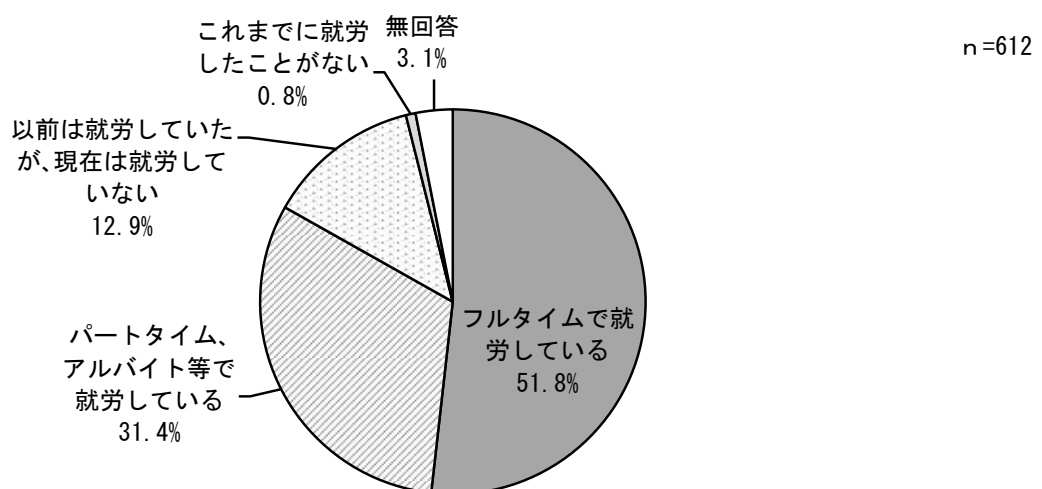
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 62.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 37.3%、「いずれもない」が 7.4%となっています。



②保護者の就労状況について

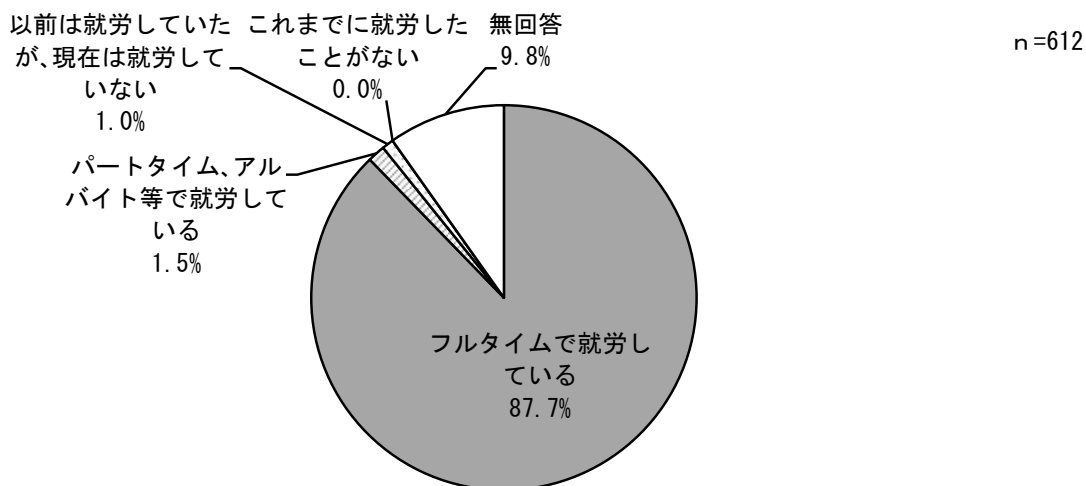
○母親の就労形態

母親の現在の就労形態は、「フルタイムで就労している」が 51.8%と最も高く、次いで「パートタイム、アルバイト等で就労している」が 31.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 12.9%となっています。



○父親の就労形態

父親の現在の就労形態は、「フルタイムで就労している」が87.7%と最も高く、次いで「パートタイム、アルバイト等で就労している」が1.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が1.0%となっています。

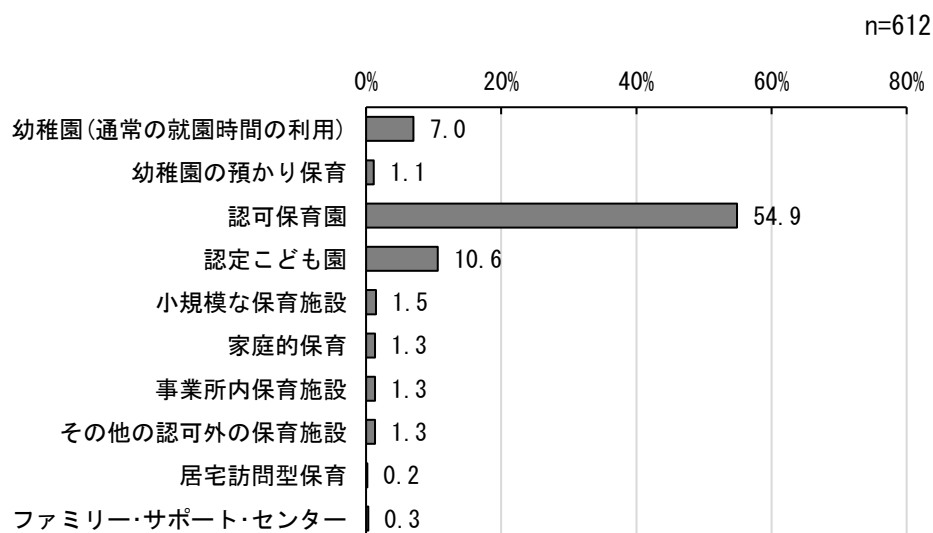


③お子さんの平日の「定期的な」教育・保育の利用状況について

○「定期的な」教育・保育サービスの利用状況

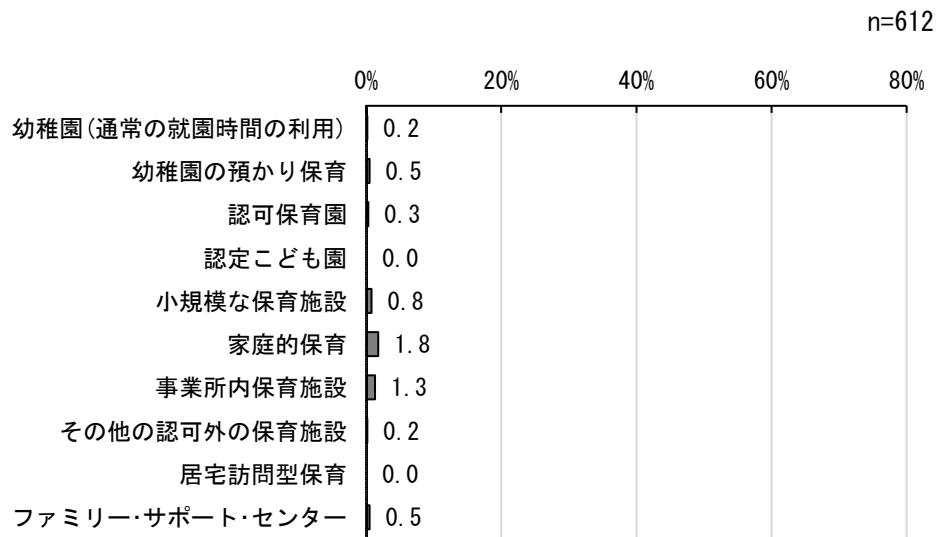
【定期的に利用している】

定期的に利用しているサービスについては、「認可保育園」が54.9%と最も高く、次いで「認定こども園」が10.6%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が7.0%となっています。



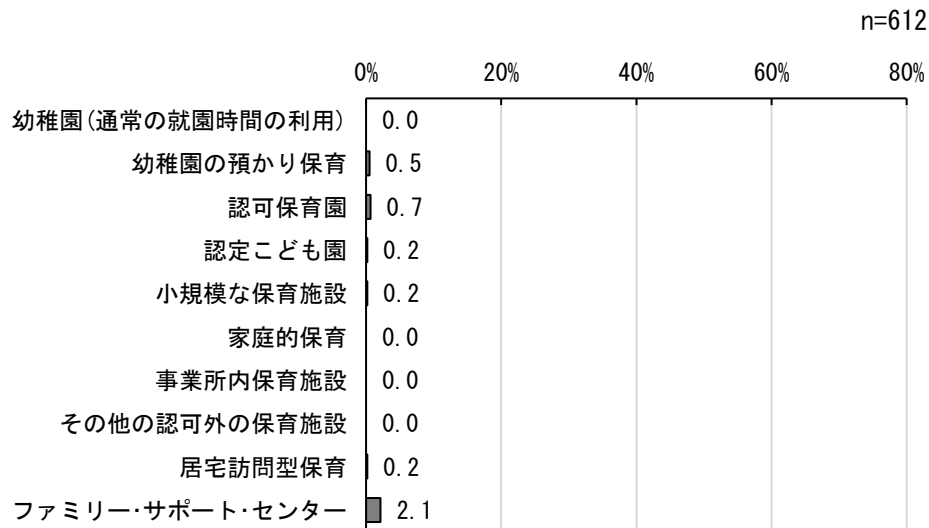
【たまに（不定期に）利用している】

たまに（不定期に）利用しているサービスについては、「家庭的保育」が1.8%と最も高く、次いで「事業所内保育施設」が1.3%、「小規模な保育施設」が0.8%となっています。



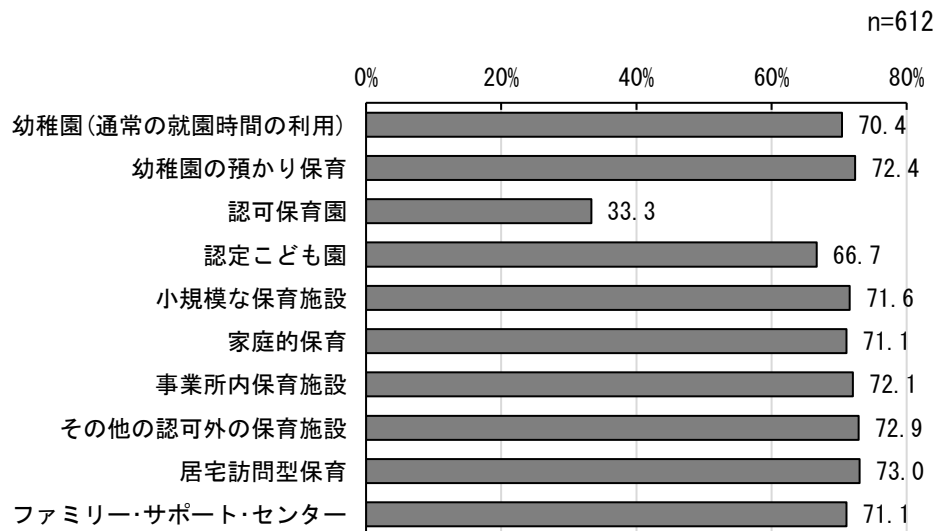
【利用したいが利用できていない】

利用したいが利用できていないサービスについては、「ファミリー・サポート・センター」が2.1%と最も高く、次いで「認可保育園」が0.7%、「幼稚園の預かり保育」が0.5%となっています。



【利用していない】

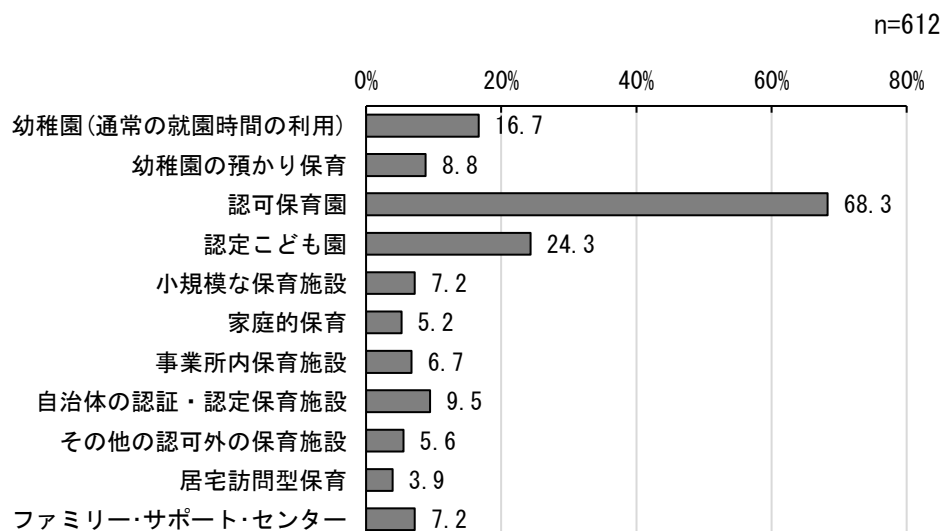
利用していないサービスについては、「居宅訪問型保育」が73.0%と最も高く、次いで「その他の認可外の保育施設」が72.9%、「幼稚園の預かり保育」が72.4%となっています。



○「定期的な」教育・保育サービスの利用希望

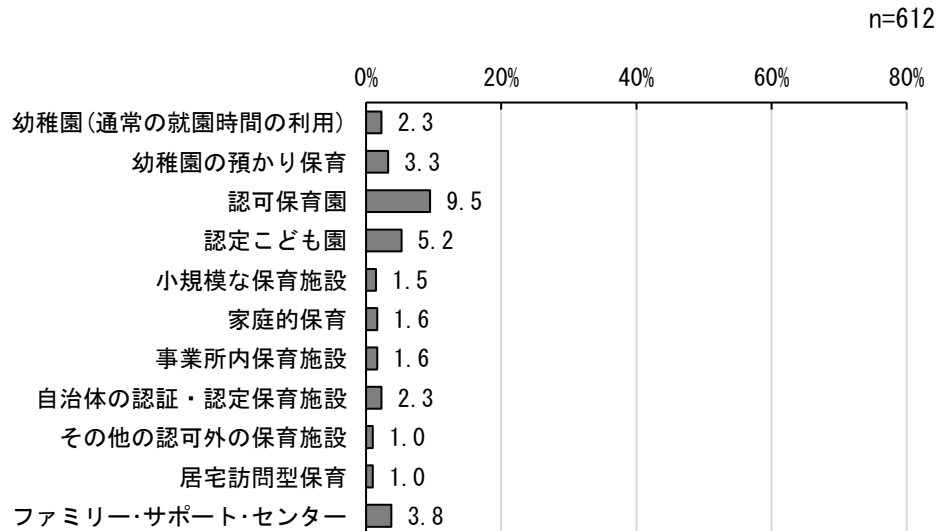
【平日】

平日の教育・保育サービスの利用希望については、「認可保育園」が68.3%と最も高く、次いで「認定こども園」が24.3%、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が16.7%となっています。



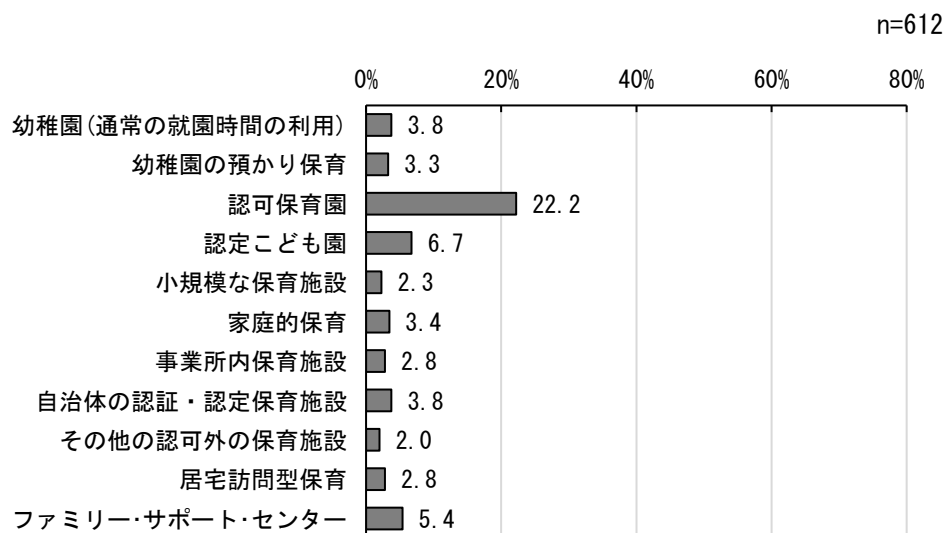
【お子さんの長期休暇期間中】

こどもの長期休暇期間中の教育・保育サービスの利用希望については、「認可保育園」が9.5%と最も高く、次いで「認定こども園」が5.2%、「ファミリー・サポート・センター」が3.8%となっています。



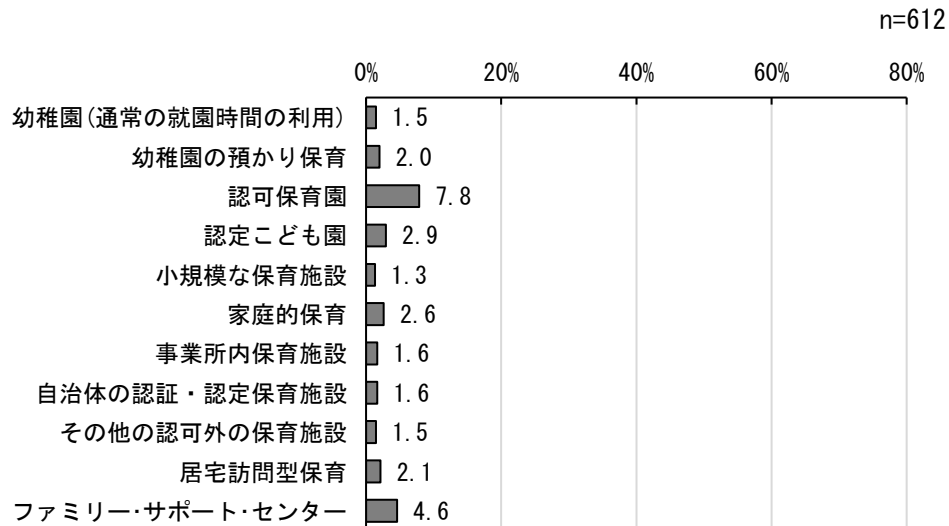
【土曜日】

土曜日の教育・保育サービスの利用希望については、「認可保育園」が22.2%と最も高く、次いで「認定こども園」が6.7%、「ファミリー・サポート・センター」が5.4%となっています。



【日曜日・祝日】

日曜日・祝日の教育・保育サービスの利用希望については、「認可保育園」が7.8%と最も高く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が4.6%、「認定こども園」が2.9%となっています。

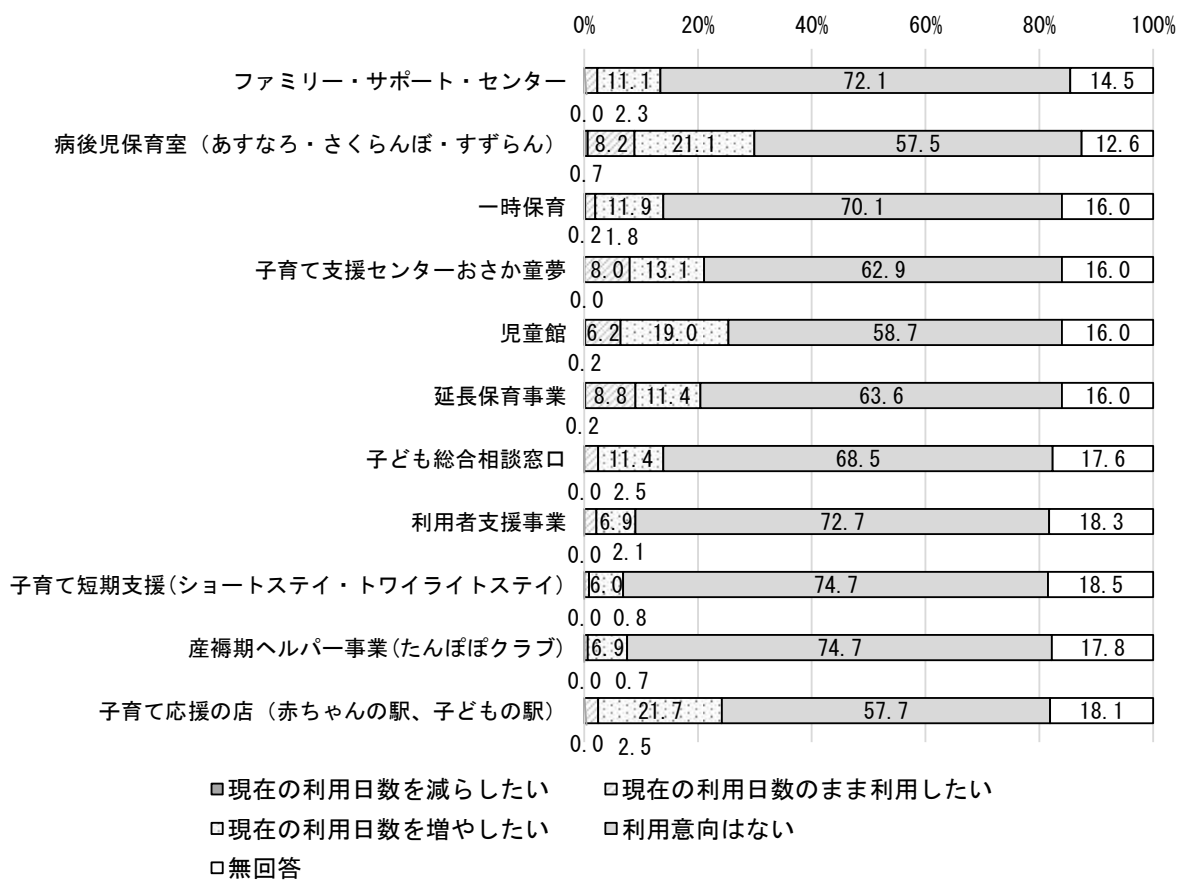


④地域の子育て支援サービスの利用状況について

○地域子育て支援サービスの利用意向

地域子育て支援サービスの利用意向について、現在の利用日数のまま利用したいものは、「延長保育事業」が8.8%と最も高く、次いで「病後児保育室（あすなろ・さくらんぼ・すずらん）」が8.2%、「子育て支援センター」「おさか童夢」が8.0%となっています。現在の利用日数を増やしたいものは、「子育て応援の店（赤ちゃんの駅、子どもの駅）」が21.7%と最も高く、次いで「病後児保育室（あすなろ・さくらんぼ・すずらん）」が21.1%、「児童館」が19.0%となっています。

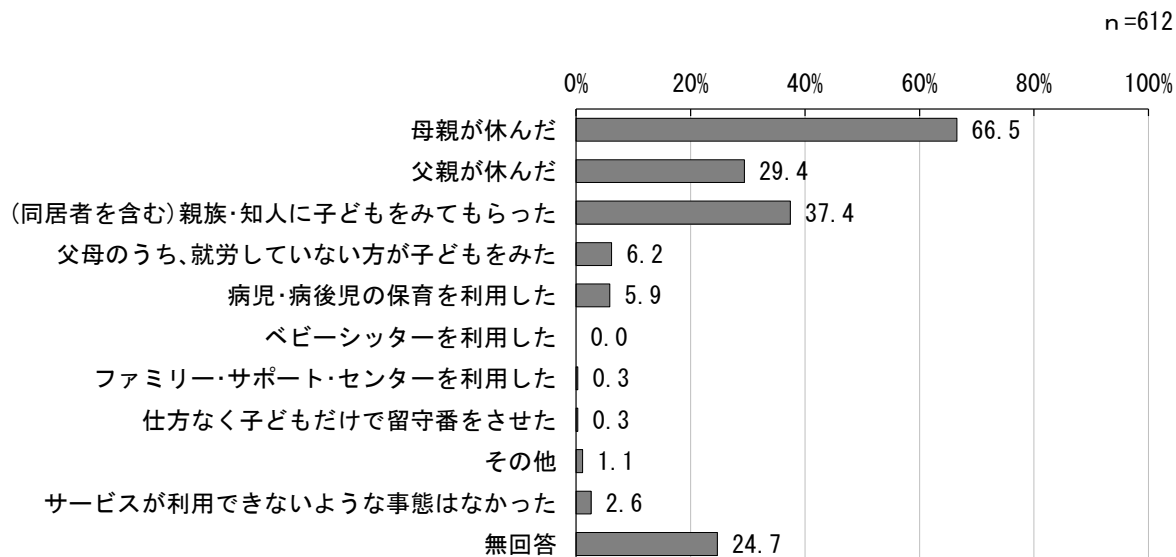
利用意向がないものは、「子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）」、「産褥期ヘルパー事業（たんぽぽクラブ）」が同率で74.7%と最も高く、次いで「利用者支援事業」が72.7%、「ファミリー・サポート・センター」が72.1%となっています。



⑤病気やけがの際の対応について（平日の教育・保育サービスを利用する方のみ）

○病気やけがの際の対処方法

こどもの病気やけがの際、この1年間の対処方法については、「母親が休んだ」が66.5%と最も高く、次いで「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が37.4%、「父親が休んだ」が29.4%となっています。

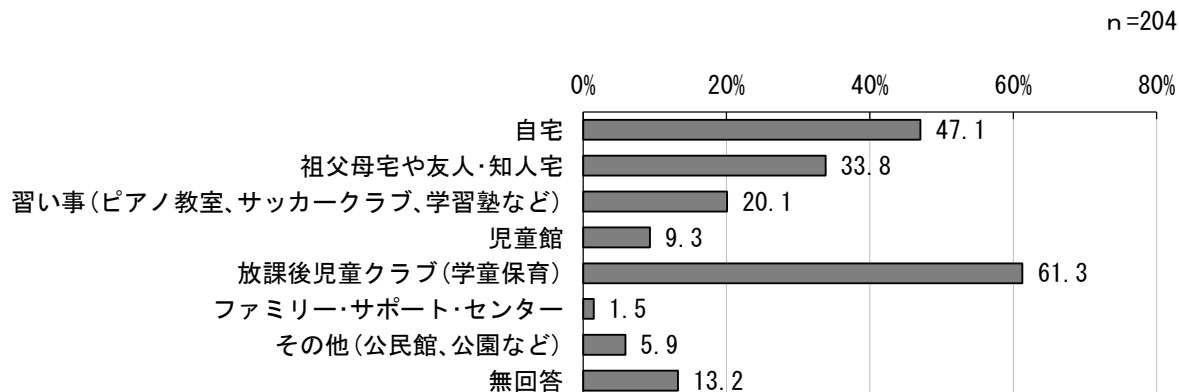


⑥小学校就学後の放課後の過ごし方について

○小学校入学後、放課後の時間を過ごさせたい場所

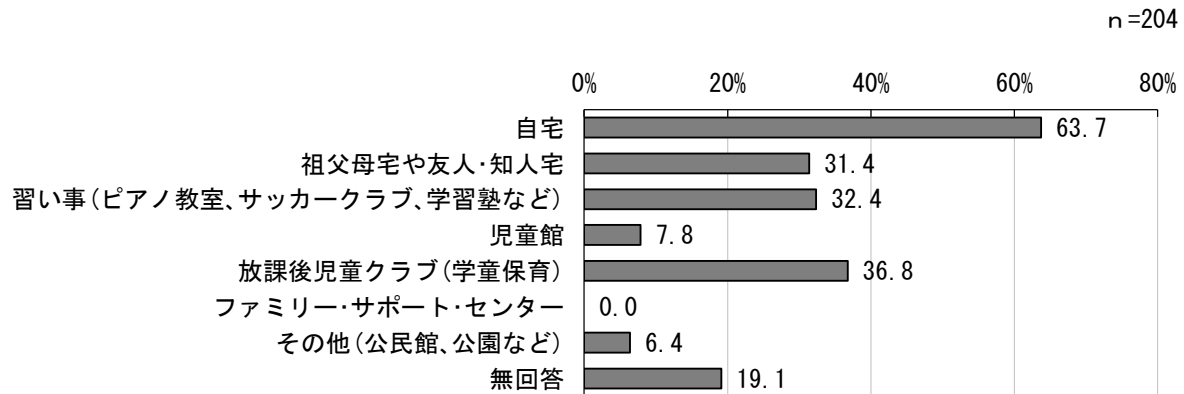
【1～3年生】

こどもが小学校低学年の内に、放課後に過ごさせたい場所については、「放課後児童クラブ（学童保育）」が61.3%と最も高く、次いで「自宅」が47.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」が33.8%となっています。



【4～6年生】

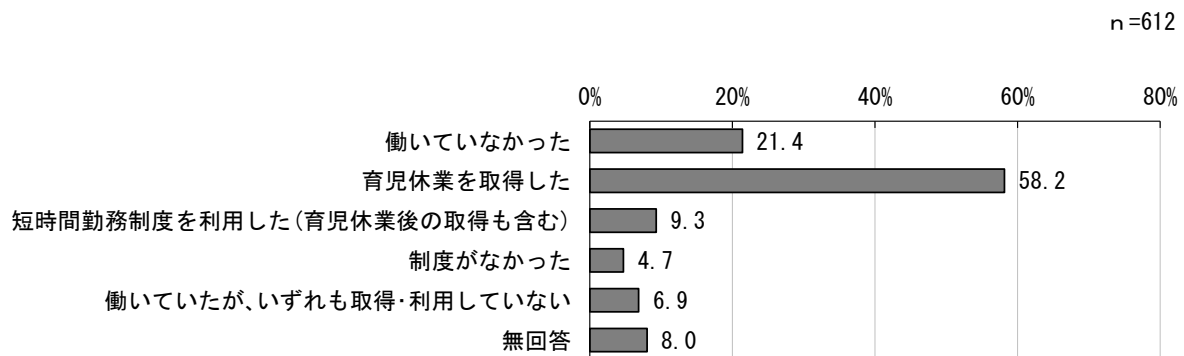
こどもが小学校高学年の内に、放課後に過ごさせたい場所については、「自宅」が63.7%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が36.8%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が32.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」が31.4%となっています。



⑦育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援について

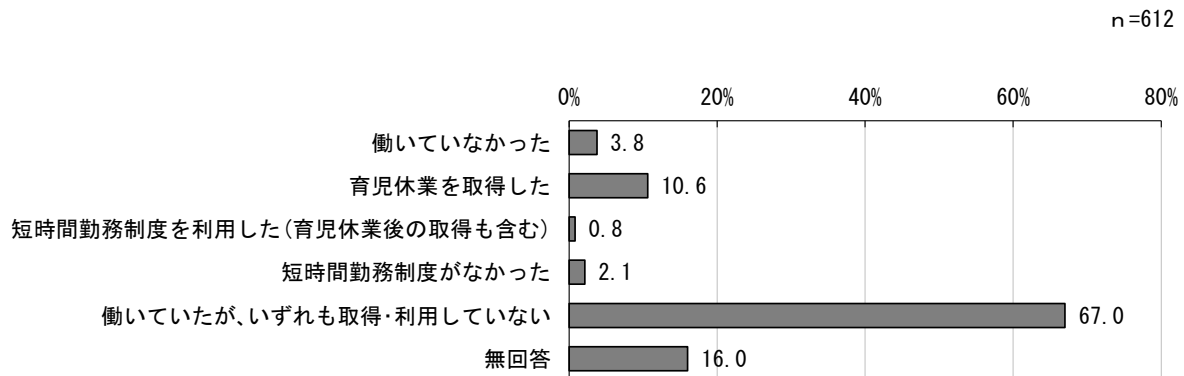
○母親の育児休業や短時間勤務について

母親の育児休業制度・短時間勤務制度の利用状況については、「育児休業を取得した」が58.2%と最も高く、次いで「働いていなかった」が21.4%、「短時間勤務制度を利用した」が9.3%となっています。



○父親の育児休業や短時間勤務について

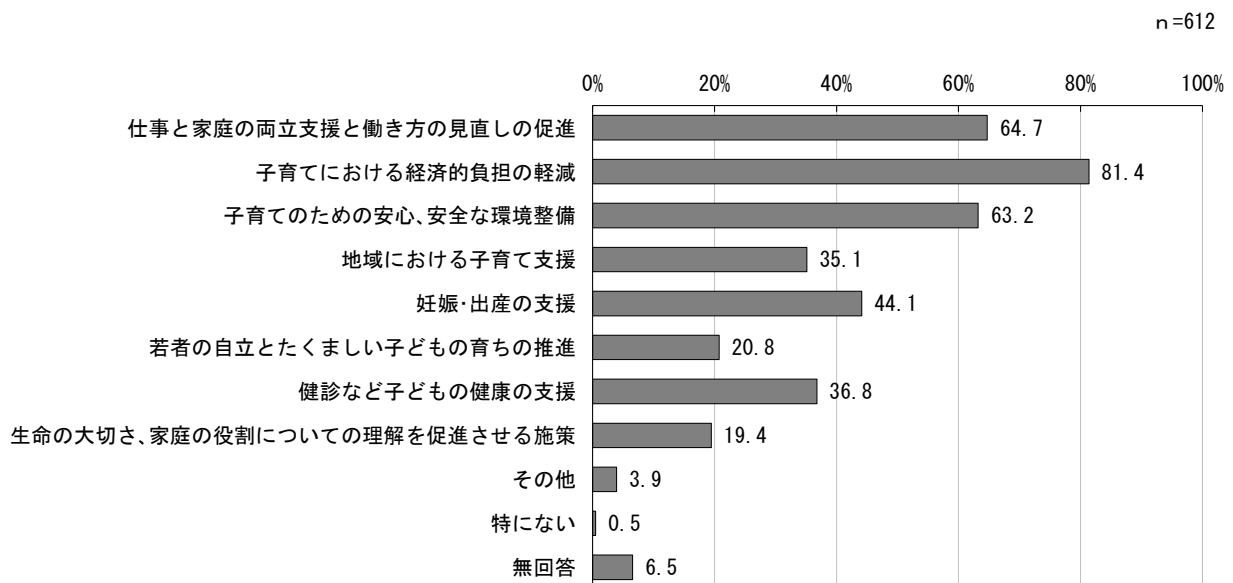
父親の育児休業制度・短時間勤務制度の利用状況については、「働いていたが、いずれも取得・利用していない」が67.0%と最も高く、次いで「育児休業を取得した」が10.6%、「働いていなかった」が3.8%となっています。



⑧本市の子育て支援施策について

○望ましい子育て支援施策について

望ましい子育て支援施策については、「子育てにおける経済的負担の軽減」が81.4%と最も高く、次いで「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が64.7%、「子育てのための安心、安全な環境整備」が63.2%となっています。

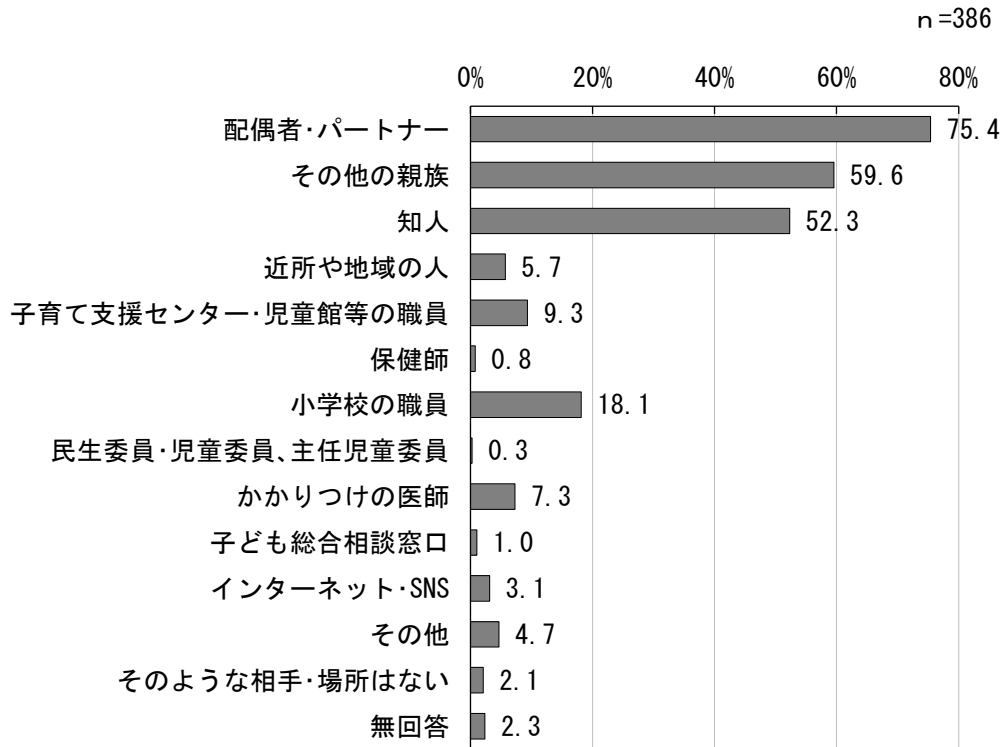


(6) 調査の結果概要(就学児童)

①お子さんの育ちをめぐる環境について

○こどものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所

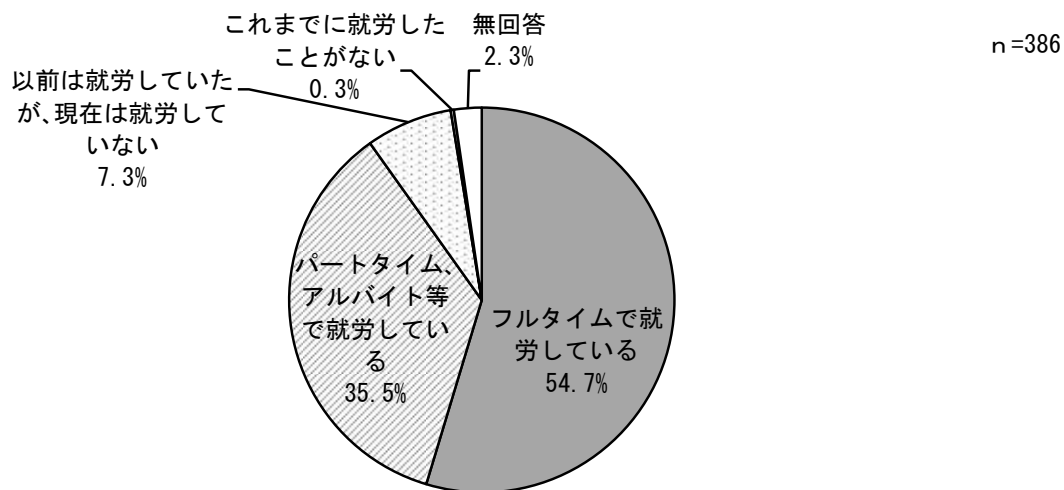
こどものことや子育てについて気軽に相談できる相手は、「配偶者・パートナー」が75.4%と最も高く、次いで「その他の親族」が59.6%、「友人や知人」が52.3%となっています。



②保護者の就労状況について

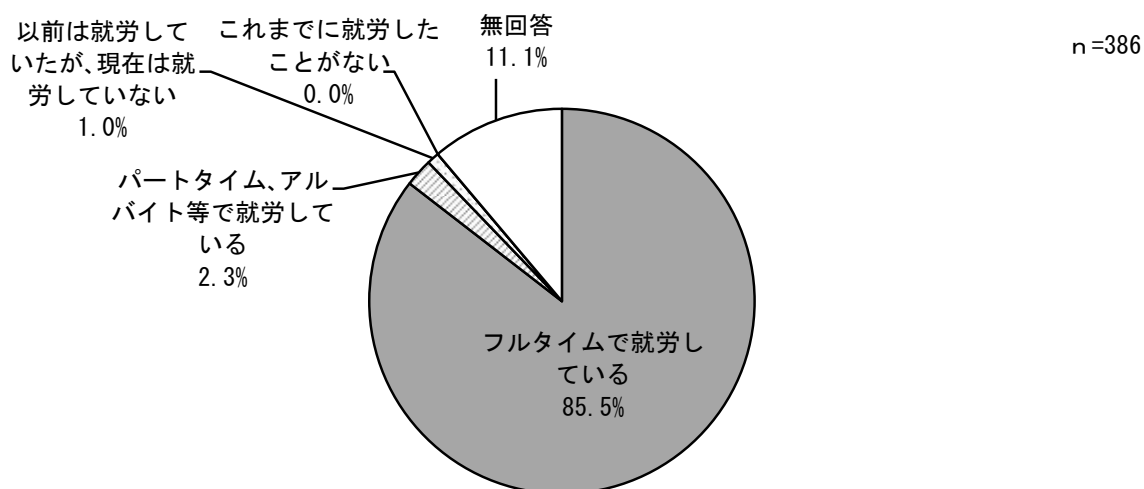
○母親の就労形態

母親の現在の就労形態は、「フルタイムで就労している」が54.7%と最も高く、次いで「パートタイム、アルバイト等で就労している」が35.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が7.3%となっています。



○父親の就労形態

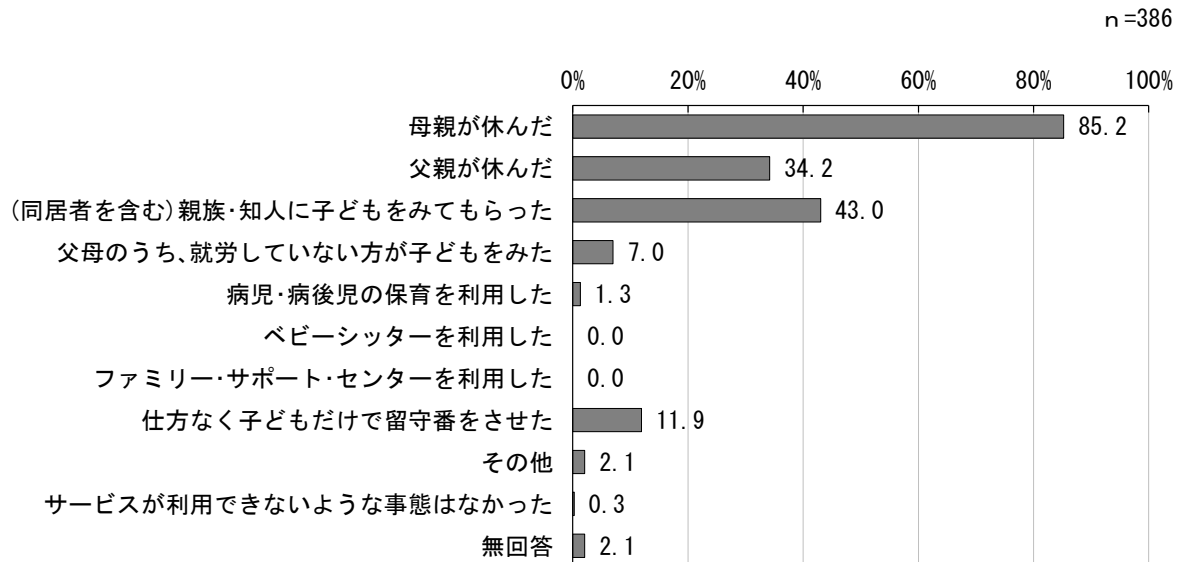
父親の現在の就労形態は、「フルタイムで就労している」が85.5%と最も高く、次いで「パートタイム、アルバイト等で就労している」が2.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が1.0%となっています。



③お子さんの病気やけがの際の対応について

○病気やけがの際の対処方法

こどもの病気やけがの際、この1年間の対処方法については、「母親が休んだ」が85.2%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が43.0%、「父親が休んだ」が34.2%となっています。

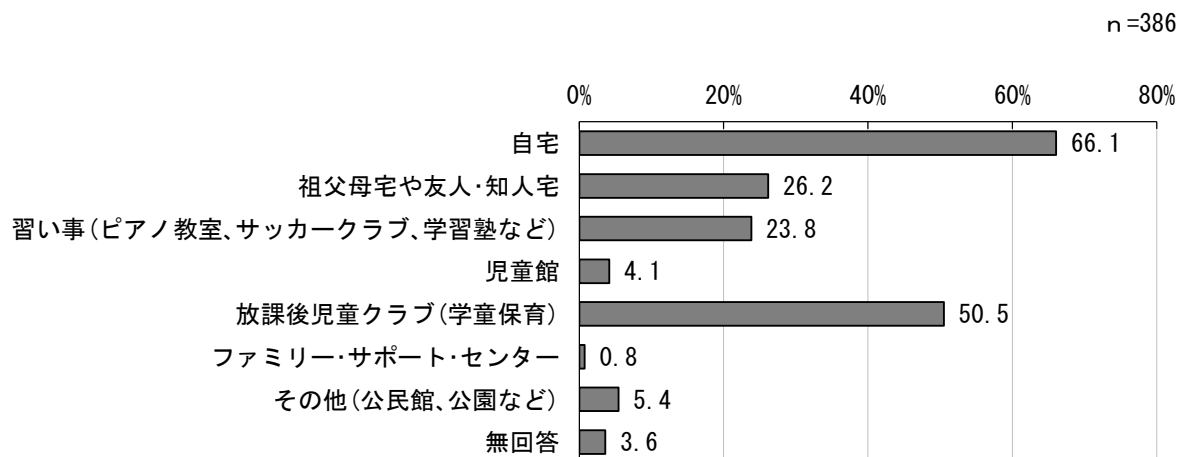


④放課後の過ごし方について

○放課後過ごさせたい場所

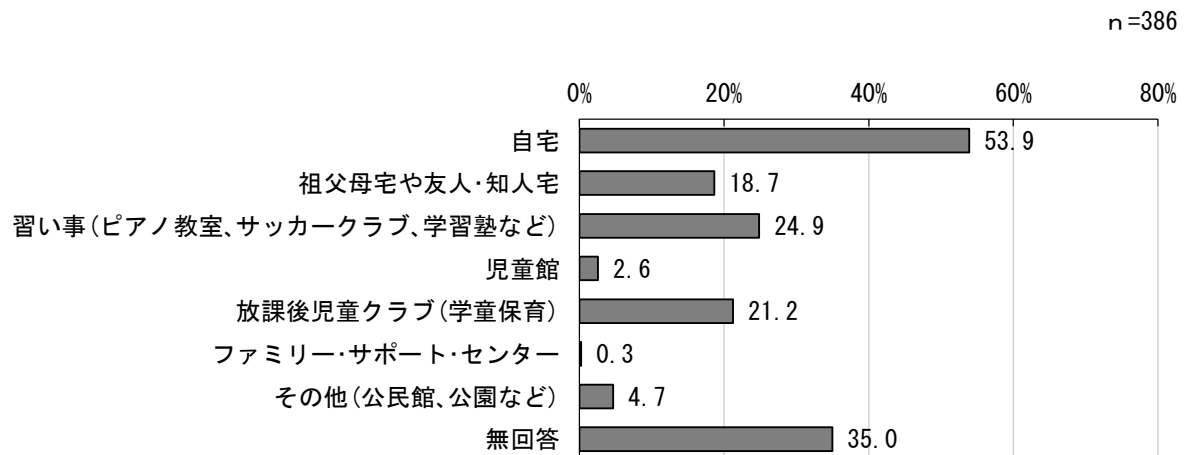
【1～3年生】

こどもが小学校低学年の内に、放課後に過ごさせたい場所については、「自宅」が66.1%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が50.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が26.2%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が23.8%となっています。



【4～6年生】

こどもが小学校高学年の内に、放課後に過ごさせたい場所については、「自宅」が53.9%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が24.9%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が21.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が18.7%となっています。

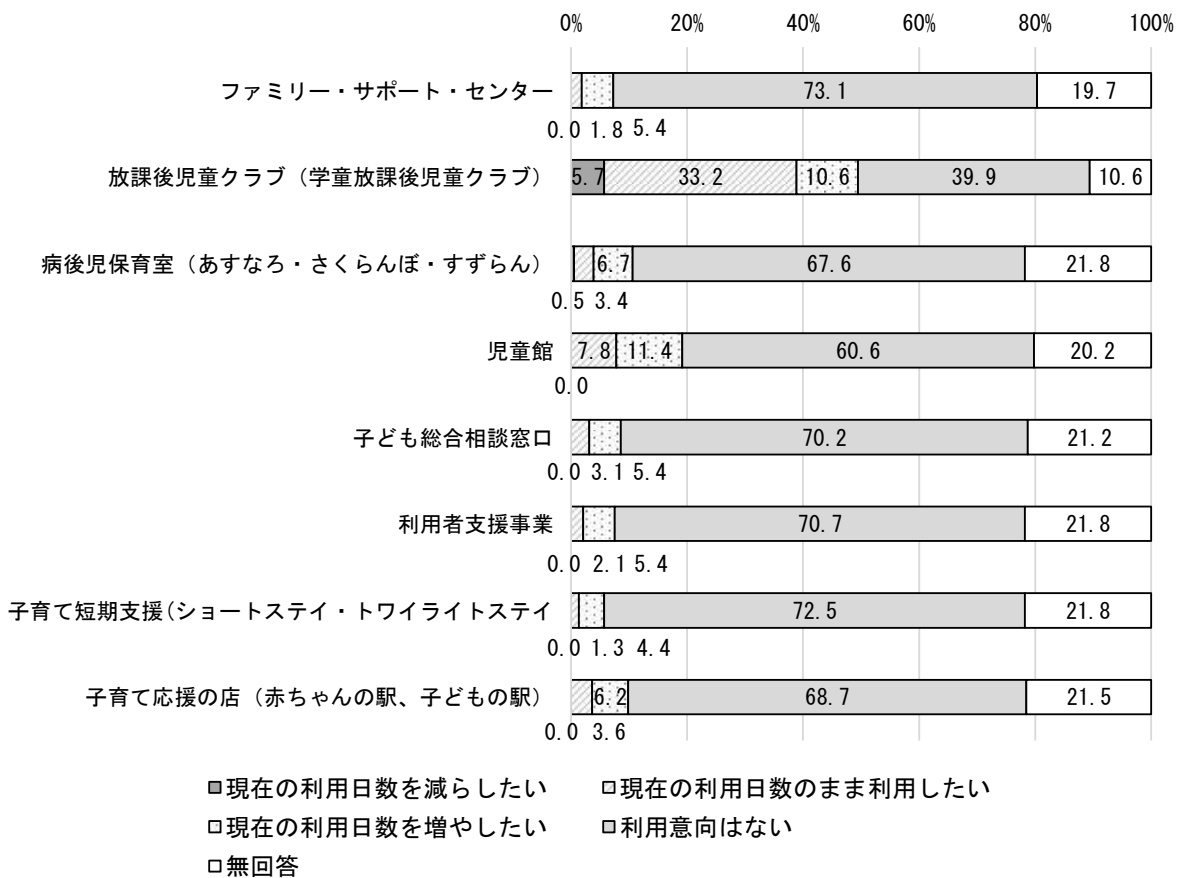


○地域子育て支援サービスの利用意向

地域子育て支援サービスの利用意向について、現在の利用日数のまま利用したいものは、「放課後児童クラブ（学童放課後児童クラブ）」が33.2%と最も高く、次いで「児童館」が7.8%、「子育て応援の店（赤ちゃんの駅、子どもの駅）」が3.6%となっています。

現在の利用日数を増やしたいものは、「児童館」が11.4%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童放課後児童クラブ）」が10.6%、「病後児保育室（あすなろ・さくらんぼ・すずらん）」が6.7%となっています。

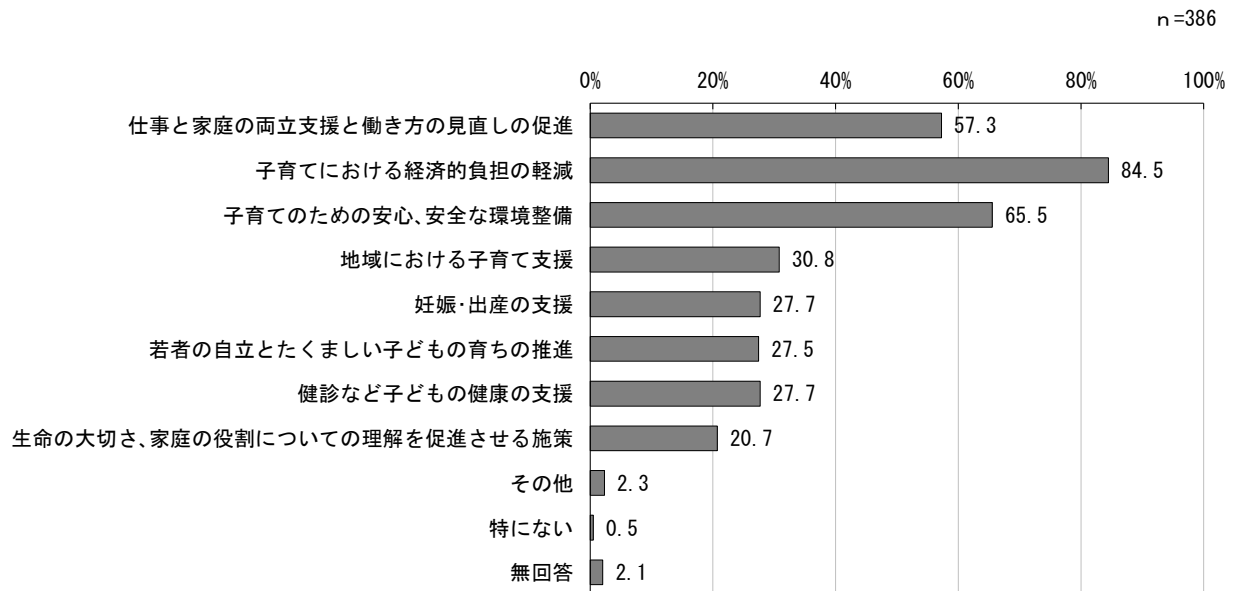
利用意向がないものは、「ファミリー・サポート・センター」が73.1%と最も高く、次いで「子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）」が72.5%、「利用者支援事業」が70.7%となっています。



⑤本市の子育て支援施策について

○望ましい子育て支援施策について

望ましい子育て支援施策については、「子育てにおける経済的負担の軽減」が84.5%と最も高く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が65.5%、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が57.3%となっています。



(7) 実態調査の概要

■調査の概要

調査の目的	本市の「市町村こども計画（令和7～11年度）」を策定するにあたり、小中高生の皆様のご意見を参考にするためにアンケート調査を実施しました。
調査対象	・本市在住の小学5年生 ・本市在住の中学2年生 ・本市在住の高校2年生
調査期間	・令和6年9月2日～令和6年9月18日
調査方法	・WEB回答

■調査票の回収結果

	配布数 (票)	回収数 (票)	回収率 (%)
小学5年生	427	216	50.5
中学2年生	412	112	27.1
高校2年生	200	75	37.5

※グラフは、パーセントで示しています。グラフ中に表示している「n」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

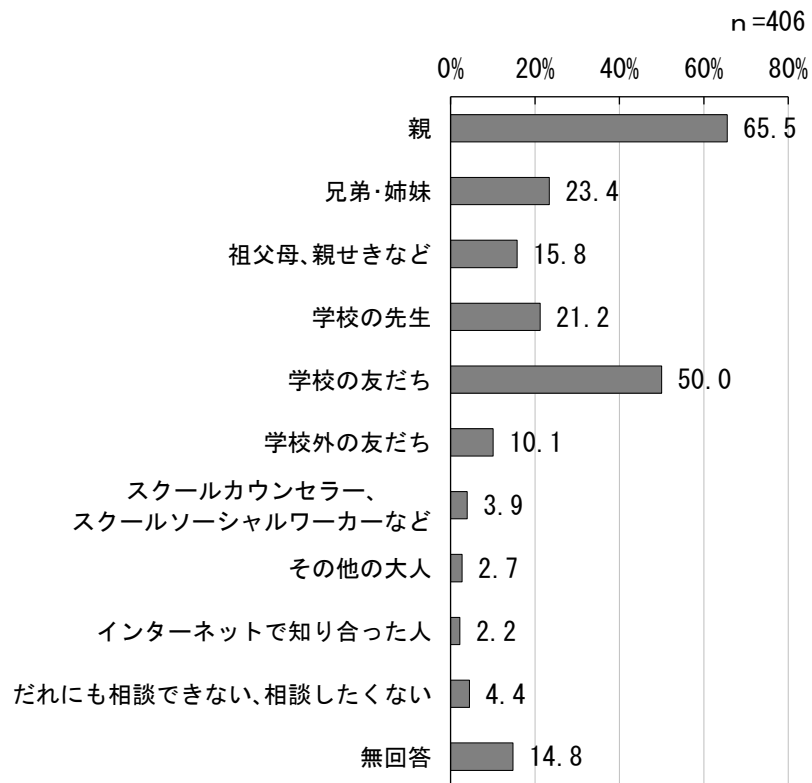
百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。

(8) 調査の結果概要(小学5年生・中学2年生・高校2年生)

①ふだんの生活について

○悩み相談の相手

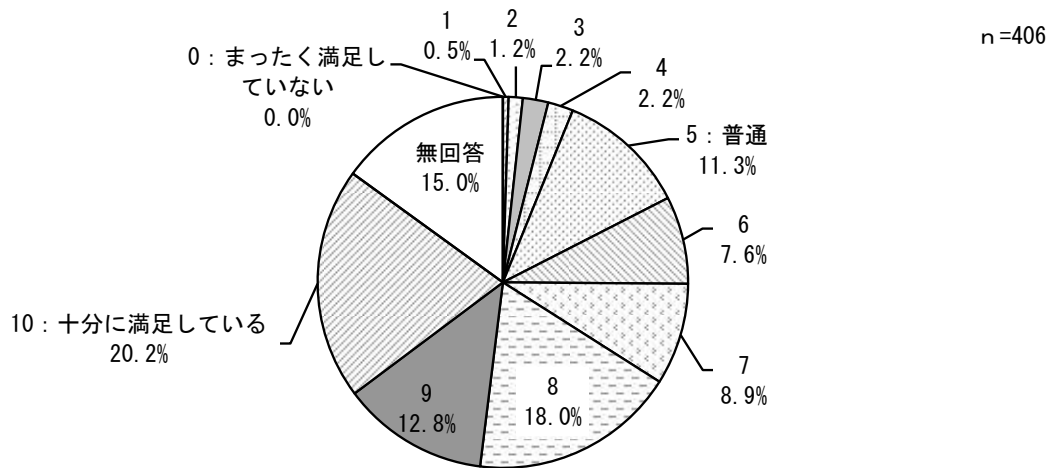
悩み相談の相手は、「親」が65.5%と最も多く、次いで「学校の友だち」が50.0%、「兄弟・姉妹」が23.4%となっています。



○生活の満足度

生活の満足度は、「10：十分に満足している」が20.2%と最も多く、次いで「8」が18.0%、「9」が12.8%となっています。

※全体として、「0」（まったく満足していない）から、「5」（普通）、「10」（十分に満足している）の数字で回答しています。



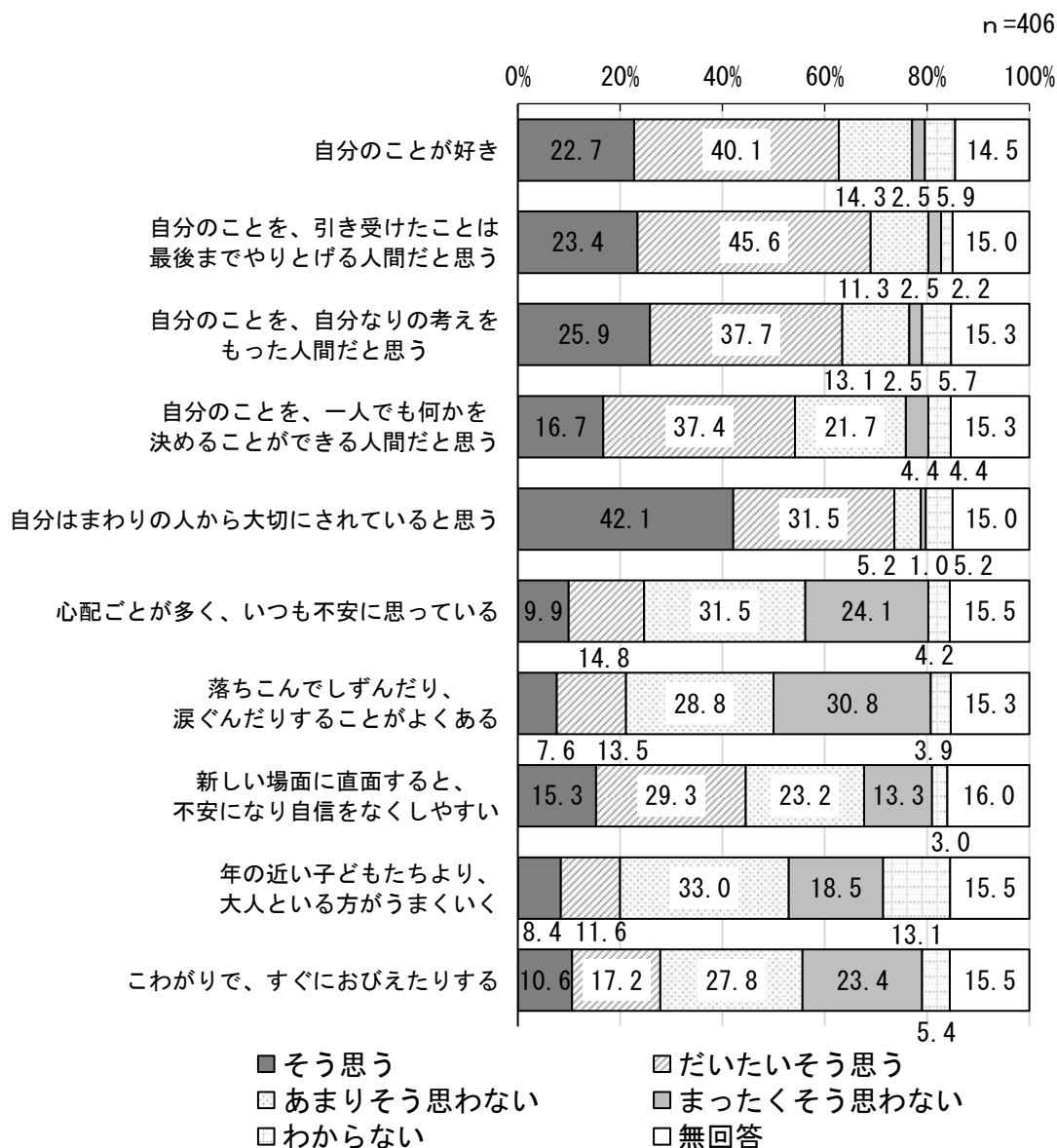
②今のあなた自身の意識と将来について

○自分自身について思っていること

自分自身について思っていることは、「そう思う」としては、「自分はまわりの人から大切にされていると思う」が 42.1%と最も多く、次いで「自分のことを、自分なりの考えをもった人間だと思う」が 25.9%、「自分のことを、引き受けたことは最後までやりとげる人間だと思う」が 23.4%となっています。

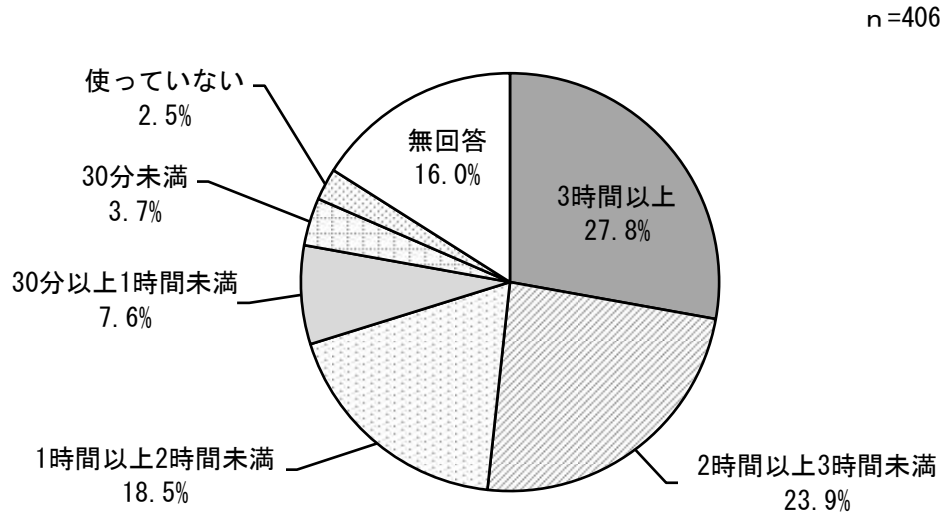
「まったくそう思わない」としては、「落ちこんでしずんだり、涙ぐんだりすることがよくある」が 30.8%と最も多く、次いで「心配ごとが多く、いつも不安に思っている」が 24.1%、「こわがりで、すぐにおびえたりする」が 23.4%となっています。

「わからない」としては、「年の近い子どもたちより、大人という方がうまくいく」が 13.1%と最も多く、次いで「自分のことが好き」が 5.9%、「自分のことを、自分なりの考えをもった人間だと思う」が 5.7%となっています。



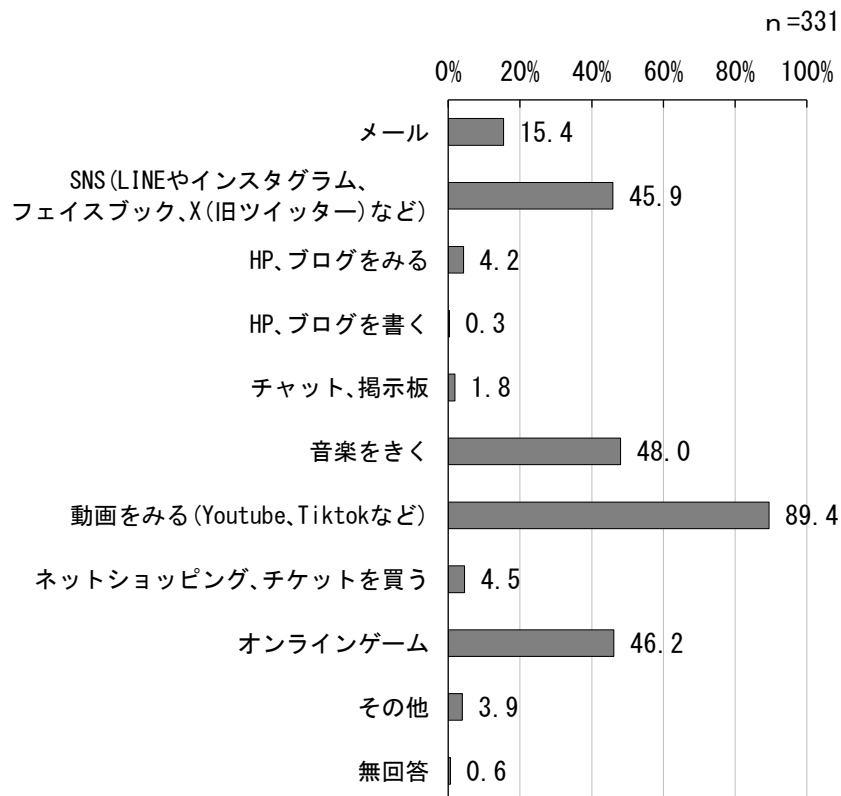
○平日のインターネットの使用時間

平日のインターネットの使用時間は、「3時間以上」が27.8%と最も多く、次いで「2時間以上3時間未満」が23.9%、「1時間以上2時間未満」が18.5%となっています。



○インターネットを利用する目的

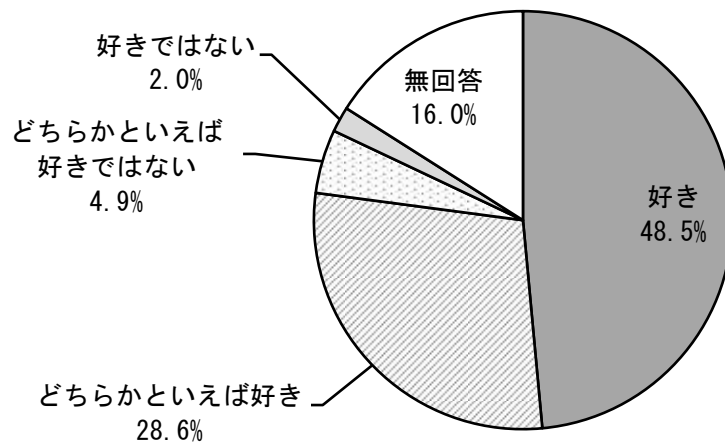
インターネットを利用する目的は、「動画をみる (Youtube、Tiktok など)」が89.4%と最も多く、次いで「音楽をきく」が48.0%、「オンラインゲーム」が46.2%となっています。



○本市について

本市が好きかは、「好き」が48.5%と最も多く、次いで「どちらかといえば好き」が28.6%、「どちらかといえば好きではない」が4.9%となっています。

n=406



2 子ども・子育て支援施策の課題

本市のニーズ調査や実態調査の結果を踏まえて、本市の子ども・子育て支援施策の課題を整理した結果は以下のとおりです。

【ニーズ調査】

●「定期的な」教育・保育事業への取組

教育・保育事業の利用状況調査によると、就学前児童の保護者の54.9%が「認可保育園」を、10.6%が「認定こども園」を利用しています。また、平日利用希望者は「認可保育園」で68.3%、「認定こども園」で24.3%となり、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」や「自治体の認証・認定保育施設」、「幼稚園の預かり保育」にも一定の利用希望が見られます。さらに、長期休暇期間中の「認可保育園」の利用希望者は9.5%、土曜日利用希望者は22.2%に上り、多様な保育ニーズに対応するため、各種保育事業の充実が求められています。

●病児とその家族を支える取組

病気やけがの際の対処方法について、就学前児童保護者、小学生児童保護者で共に「母親が休んだ（就学前児童66.5%、就学児童85.2%）」と答えた方が最も多く、次いで「（同居者を含む）親族・知人にこどもをみてもらった（就学前児童37.4%、就学児童43%）」、「父親が休んだ（就学前児童29.4%、就学児童34.2%）」となっています。また、少数ではありますが、就学児童保護者では「仕方なくこどもだけで留守番をさせた」は11.9%となっており、こどもが病気等になった際に安心してこどもを預けられる体制づくりや支援として、現在の病後児保育事業の周知・拡充を、今後も進めていくことが必要と考えられます。

●放課後の過ごし方に対する取組

小学生保護者は、放課後の居場所として、1～3年生は「自宅」や「放課後児童クラブ（学童保育）」、4～6年生は「自宅」や「習い事」を希望する傾向が見られます。特に「自宅」は全学年で高い割合を占めていますが、1～3年生では「放課後児童クラブ」が約半数に対し、4～6年生では21.1%に減少しています。このことから、小学校低学年においては「自宅」以外の放課後の居場所として、放課後児童クラブの充実が一層求められます。

●子育てと子育て環境に対する支援

就学前児童保護者の子育て支援サービスの利用意向調査では、現在の利用日数の維持を希望するものとして「延長保育事業」（8.8%）が最も高く、次いで「病後児保育室」（8.2%）、「子育て支援センター」「おさか童夢」（8.0%）が挙げられました。一方、利用日数を増やしたいものとしては「子育て応援の店」（21.7%）が最も高く、「病後児保育室」（21.1%）、「児童館」（19.0%）が続きました。利用意向が低い「子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）」や「産褥期ヘルパー事業（たんぽぽクラブ）」については、地域での情報発信やニーズに応じたサービスの充実が求められます。

【実態調査】

●精神的健康と不安の課題

自分自身について、若者の多くが「自分はまわりの人から大切にされていると思う」と感じていることがわかりますが、「自分のことを、自分なりの考えをもった人間」や「自分のことを、引き受けたことを最後までやりとげる人間」と認識している割合は比較的低くなっています。この傾向から、自分の価値や自立した人格を確立するためのサポートが求められると考えられます。心理カウンセラー等に気軽に相談できる窓口を設置したり、メンタルヘルスに関するワークショップやセミナーを開催し、感情の自己管理方法を学べる環境を整えることで、若者が精神的な安心感を得られるようにすることが重要です。

●インターネット使用時間の長さ

平日のインターネットの使用時間に関して、「3時間以上」が27.8%と最も多く、「2時間以上3時間未満」が23.9%、「1時間以上2時間未満」が18.5%でした。この結果から、1日の多くの時間をインターネットに費やしている若者が多いことがわかります。長時間のインターネット利用は健康や生活習慣への悪影響が懸念されます。学校や家庭でインターネット利用のガイドラインを設け、使用時間を適切に管理できる習慣づくりを行うなど、インターネットの健康への影響を周知し、適度な使用を促すための啓発活動を推進することが重要です。

●地域への愛着の向上

「本市が好きか」という質問に対し、「好き」が48.5%、「どちらかといえば好き」が28.6%であり、地域に愛着を感じている若者が多いことが示されていますが、「どちらかといえば好きではない」が4.9%という結果もあり、地域への愛着にばらつきが見られます。地域に対する愛着が薄れると、将来的な地域離脱の要因になりかねません。改善策として、地域の歴史や文化を学ぶプログラムの実施や、地域イベントやボランティア活動への参加を促す取組みを通じて、若者が地域に貢献する機会を増やし、地域への愛着意識を育むことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

国の「基本指針」における「子ども・子育て支援の意義」や「山鹿市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の基本理念を踏まえ、本計画への基本的なビジョンを明確にします。

本市の基本理念を考える上で前提となる留意点は以下のとおりです。

- ◆本市が目指す将来都市像との整合性を図る必要があります。
- ◆子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提として、保護者として自覚し成長するいわゆる「親育ち」の過程を地域全体で支援する必要があります。また、保護者が本市で子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができる環境づくりを進める必要があります。
- ◆子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを温かく応援する体制づくりを進めるため、家族、隣近所などの地域、行政、企業等がそれぞれの役割を果たす必要があります。

このような前提となる留意点をもとに、以下の基本理念を設定します。

基本理念

未来を担う子どもたちが健やかに育つまち山鹿

本計画では、これまでの基本的な考え方を引き継ぎつつ、新たに「未来を担う子どもたちが健やかに輝くまち山鹿」を基本理念に掲げました。

子どもたちは地域の未来を担う存在であり、健やかな成長を保障することが市の持続可能な発展につながると考えます。この理念には、子どもが安心して健やかに輝き成長できる環境づくりと、地域全体で子育てを支える意識を高めるといった思いが込められています。

本市がこの理念を実現するためには、保育の質の向上や育児相談の体制強化を行うなど、子育て支援を充実させることが必要です。また、教育環境を向上させ、ICT教育の導入や学びの場の質を高める施策も重要です。さらに、地域全体で子育てを支える仕組みを作るため、地域イベントや世代間交流の場を提供し、コミュニティの連携を強化することが求められます。加えて、経済的支援の拡充や安全な生活環境の整備を通じて、安心して子どもを育てられるまちづくりを推進する必要があります。

2 基本目標

基本理念のもと、本市のこども・子育ての将来の姿を実現するため、以下3つの基本目標を設定します。

基本目標1 こどもが夢や希望をもって、健やかに成長するための環境をつくります

発達段階やライフステージに応じた質の高い教育、保育、そして子育て支援を充実させるとともに、その量の確保と質の向上を図ります。これにより、こどもが心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を広げながら“夢”に向かって力強く歩んでいけるような環境を目指します。また家庭、地域、事業者、行政が連携し、一人ひとりのこどもが安心して学び、遊び、成長できる場を提供し、次世代を担うこども・若者の未来を支える取組みを進めていきます。

基本目標2 地域一人ひとりが子育てを温かく見守り支える体制を整えます

地域の人々が、それぞれの立場から、こどもとその養育に第一義的責任を有する子育て家庭を温かく見守ります。また、家庭、地域、事業者、行政が連携して役割を果たすとともに、関係機関との連携を一層強化することで、こどもと子育て家庭を支えることができる、きめ細かな体制づくりを目指します。

基本目標3 喜びや生きがいを感じながら子育てのできる体制づくりを目指します

保護者が安心してこどもを育て、子育てに喜びや生きがいを感じられるように、不安や負担、孤立感を軽減することを目指します。そのため、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、妊娠・出産期から途切れることのない支援体制を構築し、さらに、それぞれに寄り添った相談支援を強化することにより、充実した支援を提供していくことに努めます。

3 主要施策の方向

ニーズ調査結果やこども・子育てに関する課題等を踏まえ、基本理念及び基本目標を実現するための主要施策の今後のあり方を示します。特に網掛けしている施策については、重点的に取り組みます。

主要施策1 子育て家庭への支援の充実

- ◆多様な教育・保育ニーズに対応できるよう、安定した施設の量の確保に努めます。また、保育現場の意見を反映させた研修会を計画的に実施し、保育の質の向上を図ります。
- ◆こどもが共に成長できるよう、一人ひとりの発達に寄り添うインクルーシブ保育に取り組むとともに、研修体制の構築や小学校とのきめ細やかな連携を図ります。
- ◆地域子育て支援センターを拠点として、乳幼児から概ね18歳までを対象に、関係機関と連携を図りながら子育て支援に取り組み、安心して子育てができる地域づくりを推進します。
- ◆こどもや子育て家庭の身近な場所で、子育て世代の包括的な支援を充実させるため、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築に努めます。また、保護者が自信を持って子育てができるよう講習や講座を開催し、実践的な支援の充実を図ります。
- ◆幼児教育・保育の無償化により、こどもたちの人格形成の基盤となる教育機会を保障し、子育て世代の経済的負担の軽減に努めます。また、丁寧な窓口対応を行い、情報発信の強化と手続きの簡素化を図ります。
- ◆多様化する就労形態や育児疲れによる保護者の負担軽減に対応するため、通常教育・保育に加え、延長保育、病後児保育、一時保育、預かり保育などの保育サービスの充実と量・質の確保を図るとともに、制度の周知に努めます。
- ◆保育園等を利用していない児童が、家庭とは異なる経験を得ることで成長発達を促進するとともに、保護者の育児不安の解消、育児負担の軽減を図るため、働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を行います。
- ◆仕事と育児の両立を支援し、安心・温もりのある子育て環境を提供するため、ファミリー・サポート・センター事業を利用しやすい運用に見直しを行い依頼会員の増加を図るとともに、支援等を行う協力会員の増加に努め、事業内容の周知を推進します。
- ◆放課後児童クラブでは、受け入れ体制の充実と質の向上を図ります。また、障がい児受け入れや、支援が必要な児童への対応を強化するため、職員の専門性向上を目的とした研修を実施するとともに、支援員の確保を進め、認定資格新規取得の促進を図ります。
- ◆ショートステイ・トワイライトステイ事業は、子育て支援の一環として緊急時の対応も含めて事業を継続していくとともに、制度周知を図ります。
- ◆児童館は、18歳未満のこどもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、こどもを心身ともに健やかに育成します。

主要施策2 親子の健康の確保及び増進

- ◆結婚、妊娠、出産、子育てのそれぞれのステージに応じて、相談・支援事業の周知徹底を図るとともに、悩みや不安に応えられる公的な支援の充実を図ります。
- ◆若年妊婦や育児不安を抱える母親への支援を充実させ、妊娠期・育児期の対処方法を検討し、支援が必要な場合には、関係機関と協力して役割分担をしながら、タイムリーに対応できる支援体制を整備します。
- ◆不妊治療や妊娠期に関する知識を広め、妊娠届出の適切な時期での提出を医療機関と連携し周知します。また、妊婦訪問や妊婦等包括相談支援事業を通じて、妊娠経過に基づく保健指導や子育て支援に努めるとともに、不妊治療にかかる経費を一部助成することにより経済的負担の軽減を図ります。
- ◆母子保健の理念の普及や啓発、訪問や相談の一層の充実を図ります。
- ◆発達段階に合わせた健康診査等を通して小児期の健康管理を推進します。
- ◆病気の早期発見等のため、定期健診の継続的な取組みを進めます。
- ◆栄養指導や離乳食教室を実施し、食物アレルギー対策等も含む食育を推進します。
- ◆救急・夜間小児医療に対応できる体制整備を目指し、地域医師会と連携して小児医療体制の充実を図ります。また、大学医局との情報共有と連携を強化して、小児科常勤医を複数体制で確保できるよう努めます。
- ◆保護者の子育てに係る経済的負担の軽減に寄与するため、子ども医療費の18歳までの無料化等の各種経済的支援を継続的に推進します。
- ◆心身のバランスのとれた成長を促すための保健教育を推進します。
- ◆産後まもなくから乳児期の母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに育児ができるよう支援します。
- ◆こどもの健全な成長を促進するため、こどもが安全安心な環境で様々な遊びや体験ができる機会の提供に努めます。

主要施策3 こどもの夢を育む遊びや学びの環境の整備

- ◆こどもが山鹿の歴史や自然・人々に触れながら、地域に愛着を持ち心豊かに成長するために教育と福祉が連携して様々な取組みを行います。
- ◆知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成するために主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行い、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開します。
- ◆生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培うために食育を推進します。
- ◆高校生を対象に、赤ちゃんふれあい交流事業を推進し、赤ちゃんや子育て中の親との交流を通して、結婚や出産、育児、命の尊さについて考える機会を提供するとともに、赤ちゃんや子育てへの理解を深め、親子の絆を実感するきっかけとなるよう、本市内の高校で実施します。
- ◆国際交流等を通して、グローバルな感性・視点を持つこどもを育てます。
- ◆こどもが積極的にスポーツや自然体験・菜園活動に親しむ環境を整備します。
- ◆地域に開かれた幼稚園・保育園・学校づくりを継続し、施設の開放や地域交流・世代間交流を通して地域の中でこどもの成長を見守り支える取組みを進めます。
- ◆幼児教育に関する様々な課題について調査・研究を行い、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の取組の充実を図り、円滑な接続を促進していきます。また、連携を強化しながら双方の教育の質の向上を図ります。
- ◆「こども家庭センター」及び「山鹿市子ども総合相談窓口」を中心に、こどもに関する様々な相談対応を行います。また、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、関係機関との連携も強化し問題解決に努めます。
- ◆「青少年育成市民会議」が中心となり、関係機関と連携し、青少年の健全育成の環境づくりに取組みます。
- ◆ひだまり・こもれび図書館を拠点に読書活動の推進を図ります。
- ◆子育て中の保護者の経済的負担を軽減するため、新入学児童に支援を行います。
- ◆いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するための学校、家庭、地域等とのネットワークの形成を図ります。
- ◆「親の学び」プログラムを通じて、講師（プログラムトレーナー）を派遣し、参加体験型の学習スタイルで、子育てのコツを身近な例を使って楽しく学べる講座の開設など家庭教育の支援を行います。また、家庭教育に役立つ資料（チラシ・DVD等）の配布や利用の呼びかけを行い、実施率向上とトレーナーの充実を図ります。

主要施策4 子育てと仕事の両立支援の推進

- ◆仕事と生活の調和の推進を図ります。
- ◆子育てをする誰もが「ワーク・ライフ・バランス」を達成し、充実した生き方を選択できるよう、啓発活動による育児休業制度等の各種制度の周知、就労支援による女性の社会進出促進等を実施し、男女共同参画社会実現のための意識改革・社会基盤の整備を進めます。
- ◆事業所向けフォーラムや事業所訪問を通し、働き方改革を促す目的の「よかボス企業」への登録案内や事業主及び従事者の意識を変えることで仕事をしながら家族との時間も大切にできる職場環境づくりを推進します。

主要施策5 支援を必要とするこどもや子育て家庭への支援の充実

- ◆こどもの将来が生まれ育った環境に左右されず、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、環境整備と教育機会の均等を確保します。
- ◆虐待等により支援が必要なこども、DV被害の母親等への対応として、虐待・暴力防止ネットワークの体制を強化し、人権教育や講座等を通じてこどもの人権意識向上に取組み、関係機関との情報共有やケース支援の連携を調整し、支援体制を強化します。また、課題や相談内容の多様化に対応するため、相談員の質の向上や保護者への啓発活動の推進を図ります。
- ◆ひとり親家庭の自立とこどもの健全育成のための多様な生活支援、子育てサービスの情報提供、相談体制の充実、制度の周知を図ります。
- ◆発達障がいを含む特別な教育的支援が必要なこどもたちの健全な成長を支援するため、合理的配慮に基づいた学習環境づくりに取組み、多様なニーズに対応する相談体制の充実に努めます。
- ◆本市全体の就学のための教育支援を充実させるため、幼稚園・保育園等、小中学校・高等学校・特別支援学校、児童発達支援センター等と連携し、特別支援教育コーディネーターの研修により、指導力の向上を図ります。
- ◆経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に援助や貸付を行います。
- ◆発達障がいを含む支援が必要なこどもや、医療的ケアが必要なこどもたちの健全な成長を支援するため、教育・保育施設、小中学校の受入れ体制整備に努めます。

主要施策6 こどもの安全確保と子育てにやさしい生活環境の整備

- ◆地域の中で安心して子育てができるよう、子育てを応援するボランティアの養成や、「子育て応援の店」の登録を推進し、地域ぐるみで子育てを見守り支える活動を推進します。
- ◆青少年健全育成を図ることを目的に、学校・警察等関係機関との連携により、事件・事故の防止を図るとともに、下校時等の青少年育成市民会議推進員による個別巡回や、地域ごとの祭りの際の夜間巡回等に取り組めます。また、研修会を開催し、こどもたちの非行の現状を把握し、巡回活動や見守りに活かします。
- ◆幼児期からの交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室等の開催をします。
- ◆道路や公園の整備に当たっては、利用状況や周辺住民の声を、行政協力員を通じて把握し、必要な施設を適切に更新することで、こどもたちをはじめとする利用者にとって安心・安全で楽しく遊べる憩いの場の提供に努めます。
- ◆こども達が安全で安心して学べる学校施設の整備を進めます。
- ◆子育て家庭が安心して生活できる住宅の維持・管理に取り組めます。
- ◆青少年の健全な育成を促進するため、学校、地域、家庭が連携し、あいさつ運動の拡大を図るため、各世帯へのチラシ配布や、ホームページ等による活動の周知に取り組めます。

4 計画の推進体制と進行管理

家庭・地域をはじめそれぞれが担うべき役割を以下のとおり確認し、それぞれの役割の中できめ細やかな取組を行うことで、社会全体で、こどもと子育て世帯等への支援を進めていきます。

また、本計画の着実な推進を図るため、施策の実施状況について毎年度点検・評価し、「こども・子育て会議」に報告して意見を求めるとともに本市のホームページにより公表します。

（１）家庭の役割

保護者は、子育てにおける最も重要な責任を担うという基本的認識のもと、家庭がこどもの基本的な生活習慣を確立し、人格形成において重要な役割を果たしていることを自覚することが大切です。このことから、こどもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、こどもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うことが求められます。

また、家庭内において、性別に基づく固定的な役割分担にとらわれないよう、保護者だけでなく市民の意識を高めるための取組を行います。

（２）地域の役割

こどもにとって、地域は健全で充実した日常生活を送るために欠かせない場所であり、こどもは地域との関わりの中で社会性を養い、成長します。したがって、地域は家庭環境や心身の障がいの有無に関わらず、こどもが地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援することが大切です。

また、地域全体で子育て家庭を支援し、こどもの「自ら育とうとする力」を育むために、行政や市民と連携し、役割を補い合いながらこどもの健全な成長を支えることが重要です。

（３）事業者の役割

働く人が、仕事と生活のバランスを取れる多様な働き方を選べるようにし、職場優先や固定的な性別役割分担の意識を解消して、働きやすい職場環境を整えることが重要です。

さらに、事業者は、働く人々がワーク・ライフ・バランスの重要性を深く理解し、その認識を高める取組が必要です。

（４）行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野における取組が必要であるため、庁内関係各課と連携を図りながら、全庁的に計画の推進を図ります。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関とより一層の連携強化に努め、施策・事業の計画的な推進を図っていきます。

第4章 事業計画

1 市町村子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、5年を一期とする「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保等に関する計画を定めることとされています。

また、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、ニーズ調査の結果等をもとに、区域ごとに「利用量の見込み（需要）」（＝量の見込み）を設定し、その量の見込みに対する提供体制の確保の内容及びその実施時期（＝確保方策）を定めることになっています。

教育・保育施設	地域子ども・子育て支援事業
【施設型給付】 ○認定こども園 （幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設） ○幼稚園 ○保育園 【地域型保育給付】 ○小規模保育（定員6人～19人） ○家庭的保育（定員5人以下） ○居宅訪問型保育 （こどもの居宅において行う保育） ○事業所内保育	①地域子育て支援拠点事業 ②子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） ③一時預かり事業 ④延長保育 ⑤病児・病後児保育事業 ⑥放課後児童健全育成事業 ⑦妊婦健康診査事業 ⑧乳児家庭全戸訪問事業 ⑨養育支援訪問事業 ⑩子育て短期支援事業 ⑪利用者支援事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業 ⑭子育て世帯訪問支援事業 ⑮妊婦等包括相談支援事業 ⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ⑰産後ケア事業

2 教育・保育提供区域の設定

区域の設定に当たっては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等を総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」という。）を定めることになっています。

本市では、利用者のニーズや一時的な需要の増減に柔軟に対応できるよう、また、提供体制の確保が行いやすいよう「本市全域」を教育・保育提供区域とします。

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

（１）量の見込み及び確保方策

本市では、量の見込みに対して、現在の教育・保育施設での受け入れが可能であるため、需要に応じた利用定員を設定することで対応します。

各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策については、以下のとおりです。

■認定区分と提供施設

（幼稚園（部分）：学校教育課、保育園（部分）子ども課）

認定区分	対象年齢	内容	提供施設
1号認定	3～5歳	学校教育のみ（保育の必要性なし）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

■教育・保育の量の見込み及び確保方策

市全域		令和7年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望が強い	左記以外	0歳 保育必要	1歳 保育必要	2歳 保育必要
量の見込み ①		64人	864人		658人		
		64人	46人	818人	165人	231人	262人
確保方策	幼稚園	60人					
	認定こども園（幼稚園部分）	57人					
	認定こども園（保育園部分）		114人		23人	27人	29人
	保育園		839人		143人	213人	235人
	地域型保育事業				6人	6人	6人
	計	117人	953人		172人	246人	270人
合計 ②		117人	953人		688人		
過不足（②－①）		53人	89人		30人		

※「2号認定」の「教育希望が強い」は、保護者の就労等により保育の必要性がある者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者であり、幼稚園において定員数を確保するもの

市全域		令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望 が強い	左記以 外	0歳 保育 必要	1歳 保育 必要	2歳 保育 必要
量の見込み ①		62人	839人		638人		
		62人	45人	794人	160人	224人	254人
確保 方 策	幼稚園	60人					
	認定こども園（幼稚園 部分）	57人					
	認定こども園（保育園 部分）		114人		23人	27人	29人
	保育園		839人		143人	213人	235人
	地域型保育事業				6人	6人	6人
	計	117人	953人		172人	246人	270人
	合計 ②	117人	953人		688人		
過不足（②－①）		55人	114人		50人		

市全域		令和9年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望 が強い	左記以 外	0歳 保育 必要	1歳 保育 必要	2歳 保育 必要
量の見込み ①		60人	813人		619人		
		60人	43人	770人	155人	217人	247人
確保 方 策	幼稚園	60人					
	認定こども園（幼稚園 部分）	57人					
	認定こども園（保育園 部分）		114人		23人	27人	29人
	保育園		839人		143人	213人	235人
	地域型保育事業				6人	6人	6人
	計	117人	953人		172人	246人	270人
	合計 ②	117人	953人		688人		
過不足（②－①）		57人	140人		69人		

市全域		令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望が強い	左記以外	0歳 保育 必要	1歳 保育 必要	2歳 保育 必要
量の見込み ①		58人	789人		601人		
		58人	42人	747人	151人	211人	239人
確保 方 策	幼稚園	60人					
	認定こども園（幼稚園 部分）	57人					
	認定こども園（保育園 部分）		114人		23人	27人	29人
	保育園		839人		143人	213人	235人
	地域型保育事業				6人	6人	6人
	計	117人	953人		172人	246人	270人
	合計 ②	117人	953人		688人		
過不足（②－①）		59人	164人		87人		

市全域		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望が強い	左記以外	0歳 保育 必要	1歳 保育 必要	2歳 保育 必要
量の見込み ①		56人	765人		582人		
		56人	41人	724人	146人	205人	231人
確保 方 策	幼稚園	60人					
	認定こども園（幼稚園 部分）	57人					
	認定こども園（保育園 部分）		114人		23人	27人	29人
	保育園		839人		143人	213人	235人
	地域型保育事業				6人	6人	6人
	計	117人	953人		172人	246人	270人
	合計 ②	117人	953人		688人		
過不足（②－①）		61人	188人		106人		

（２）教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、児童福祉と学校教育の両面から、こども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。

それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が図られるよう、施設・事業者の創意工夫を活かした運営を促進していきます。

認定こども園の新たな設置については、利用者のニーズや設置者の意向を的確に把握し、施設・設備等の状況を踏まえて施設と協議のうえ検討します。

（３）教育・保育の質の向上

幼稚園、保育園と小学校が連携し、こども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

こどもの「行動の特徴」、「具体的な興味や関心」、「遊びの傾向」、「社会性の育ち」、「内面的な育ち」、「健康状態」、「発達援助の内容」等、こども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、小学校の教員がこどもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

（４）産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業終了後に希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育園又は地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する制度説明や情報提供、相談支援を行います。

（５）多様性を尊重する保育環境の整備

障がいなど支援が必要なこどもや、医療的ケアが必要なこどもの受入れ体制の整備に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

①地域子育て支援拠点事業（子ども課）

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て家庭の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。

(延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	12,900人	13,000人	13,050人	13,100人	13,150人
実施か所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
確保方策②	12,900人	13,000人	13,050人	13,100人	13,150人
過不足 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

子育て家庭や地域住民との交流の場を提供するとともに、相談対応や子育て家庭の訪問を実施し、育児不安の軽減や孤立化の解消に努めます。乳幼児からおおむね18歳までを対象として、関係機関との連携を図りながら、子育て支援に取り組めます。

②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（子ども課）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との、相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	32人	32人	32人	32人	32人
就学前（病児・緊急対応強化事業を除く）	11人	11人	11人	11人	11人
就学前（病児・緊急対応強化事業）	0人	0人	0人	0人	0人
就学後	21人	21人	21人	21人	21人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策②	32人	32人	32人	32人	32人
過不足 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

本事業については、ファミリー・サポート・センターの継続的なPRを推進します。

また、利用者のニーズに合わせた利用しやすい運用への見直しを図るとともに、協力会員のレベルアップのための研修の充実等を図ります。

③－１ 幼稚園における一時預かり事業（預かり保育）（子ども課）

幼稚園及び認定こども園において、通常の教育時間終了後に、在園児を対象として預かり保育を行う事業です。

(延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	202 人	195 人	189 人	182 人	176 人
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
確保方策②	202 人	195 人	189 人	182 人	176 人
過不足 (②－①)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

今後も継続して需要に対応できるよう量の確保とともに、預かり時間中での安全・安心の確保に努めます。

③－２ 保育園等における一時預かり事業（子ども課）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間に、認定こども園及び保育園において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

(延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	422 人	408 人	396 人	381 人	367 人
実施か所数	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
確保方策②	422 人	408 人	396 人	381 人	367 人
過不足 (②－①)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

今後も継続して需要に対応できるよう量の確保とともに、預かり時間中での安全・安心の確保に努めます。

④時間外保育事業（延長保育）（子ども課）

入園しているこどもの保護者の就労、勤務時間等やむを得ない理由で、保育時間の延長が必要な児童に対し、通常の保育時間を超えて行う保育のことです。

(延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	9,749人	9,418人	9,142人	8,802人	8,475人
実施か所数	21か所	21か所	21か所	21か所	21か所
確保方策②	9,749人	9,418人	9,142人	8,802人	8,475人
過不足 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

保護者の就業形態の多様化に伴い、一定のニーズがあるため、現在の提供体制で事業を継続します。

⑤病後児保育事業（子ども課）

病気の回復期にある児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立支援を行うものです。

(延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	197人	190人	185人	178人	171人
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保方策②	197人	190人	185人	178人	171人
過不足 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

病気による突発的・単発的な保育ニーズに応える本事業は、保護者からのニーズが高い事業であるため、継続的に地域へのPR・情報提供や巡回指導を行いながら実施します。

⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（子ども課）

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【市全体】

(実数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	814人	818人	823人	828人	833人
1年生	196人	197人	198人	199人	200人
2年生	217人	218人	219人	221人	222人
3年生	229人	230人	232人	233人	235人
4年生	93人	93人	94人	95人	95人
5年生	64人	65人	65人	66人	66人
6年生	15人	15人	15人	15人	15人
実施か所数	23か所	24か所	24か所	24か所	24か所
確保方策②	814人	818人	823人	828人	833人
過不足 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

【市全体 障がい児】

(実数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	105人	105人	109人	109人	111人
低学年	70人	70人	72人	72人	73人
高学年	35人	35人	37人	37人	38人
実施か所数	23か所	24か所	24か所	24か所	24か所
確保方策②	105人	105人	109人	109人	111人
過不足 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

放課後児童健全育成事業の実施については、共働き世帯の増加や核家族化の進行などにより、今後も高いニーズが見込まれる事業であるため、引き続き学校・地域等と連携して安心かつ安全な居場所づくりを推進し、児童の主体性、社会性及び創造性の向上と基本的生活習慣の確立等を図ります。

また、障がい児においては、発達障がい児等の受入れに加え、医療的ケア児の受入れ体制の整備を進めて行くとともに、待機児童が無いような施設整備への取組みも推進していきます。

⑦妊婦健康診査（健康増進課）

妊婦の健康保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査の支援として、14回分の妊婦健康診査の費用及び妊婦精密検査の費用（上限2回）を公費負担します。

（実数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	360人	348人	338人	325人	313人
確保方策	実施場所：医療機関 検査項目：健康状態の把握、保健指導、定期検査（血圧、尿、計測等）その時期に応じた検査（超音波、子宮がん、貧血、血糖、風疹抗体、HIV抗体、血液型等）				

妊婦健康診査については、今後も母子保健の観点から最も重要な事業であり、継続して取り組んでいきます。

あわせて本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

⑧乳児家庭全戸訪問事業（健康増進課）

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、親子の心身の状況・養育環境の把握、必要な保健指導を行い、健全な育成環境の確保を図ります。

（実数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	260人	251人	244人	235人	226人
確保方策	実施体制：保健師・助産師等				

本事業は、乳児のいる家庭の育児不安の軽減や育児能力を身につけるために重要な事業であることから、今後も子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組んでいきます。

⑨養育支援訪問事業（健康増進課）

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言を訪問により実施することにより、個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

(実数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	80人	77人	75人	72人	70人
確保方策	実施体制：保健師、栄養士等				

本事業は、養育支援の必要な保護者にとっては重要な事業であり、今後とも、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を継続的に取り組むとともに、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業の充実も併せて行います。

⑩子育て短期支援事業（子ども課）

【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）】

保護者の疾病や育児疲れ等の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合又は保護者による児童に対する虐待若しくは配偶者等からの暴力又は経済的な理由により、緊急に児童又は被害を受けた配偶者等を保護することが必要な場合に、児童養護施設等において当該児童の一時的養育若しくは保護又は被害を受けた配偶者等の一時的保護を行います。

(延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	55人	53人	52人	50人	48人
実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
確保方策②	55人	53人	52人	50人	48人
過不足 (②－①)	0人	0人	0人	0人	0人

【夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）】

保護者が仕事等の理由で、平日の夜間や休日等に不在になることで家庭において児童を養育することが困難になった場合又は緊急の場合に、当該児童を児童養護施設等において保護し、生活指導や食事の提供を行います。

(延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	15人	17人	19人	21人	23人
実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
確保方策②	15人	17人	19人	21人	23人
過不足 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

本事業については、保護者の利用目的に対する有効な支援サービスとして充実を図るとともに、制度の周知を図り、今後も増加が予想される緊急一時利用や児童に対する虐待、配偶者等からの暴力、経済的な課題を抱えた保護者への対応を行います。

⑪利用者支援事業（子ども課）

【利用者支援事業（基本型）】

こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、情報の収集・提供及び助言・支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

妊産婦、こども及びその保護者等の身近な相談機関として、山鹿子育て支援センター内に利用者支援事業「あかり」を設置し、こども家庭センター等関係機関と連携して相談支援を行います。

【利用者支援事業（こども家庭センター型）】

母子保健と児童福祉が連携・協働して、妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談支援及び虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

母子保健と児童福祉の一体的支援のための「こども家庭センター」を設置し、妊産婦、子ども、子育て家庭への包括的な相談支援を行います。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（子ども課）

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園を利用する低所得世帯及び多子世帯の副食費に対し、助成を行います。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1人	1人	1人	1人	1人
確保方策	新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯及び多子世帯の副食費に対する助成を行います。					

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（子ども課）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

新規参入事業者の状況に応じ対応を検討していきます。

⑭子育て世帯訪問支援事業（子ども課）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

(延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	312人	301人	293人	282人	271人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策②	312人	312人	312人	312人	312人
過不足 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

本事業は、要支援児童の保護者、特定妊婦等のある家庭に対し、訪問支援員を派遣し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業であり、令和6年度からの新規事業です。

⑮妊婦等包括相談支援事業（健康増進課）

妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の支援を行う事業です。

(延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	610人	589人	572人	551人	530人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策②	610人	589人	572人	551人	530人
過不足 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

母子健康手帳交付時に面談し、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行い、妊婦訪問等のあらゆる場面で対象者に沿った母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談等の支援を行います。

対象者と面談を通し、福祉・保育その他子育て支援が必要な際には、関係機関と情報共有し、支援を継続していきます。

⑩乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（子ども課）

こどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労等の要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等の施設を利用できる事業です。対象は、保育所等に通っていない0歳6か月から2歳のこどもです。令和7年度は地域子ども・子育て支援事業の一つですが、令和8年度以降は新たな給付制度として、自治体で実施します。

(実数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	未実施	3人	3人	3人	3人
実施か所数	-	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策②	-	3人	3人	3人	3人
過不足 (②-①)	-	0人	0人	0人	0人

本市では、令和7年度は未実施とし、令和8年度からの実施に向けて準備を進めます。

⑪産後ケア事業（健康増進課）

産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業です。

(実数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	70人	68人	66人	63人	61人
実施か所数	16か所	18か所	20か所	22か所	24か所
確保方策②	70人	68人	66人	63人	61人
過不足 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

産前からあらゆる機会を通して、産後ケア事業について周知を行います。

産後ケアを必要とする母子については、産後ケアを提供する事業所と連携し、母親への身体的・心理的ケア、育児について支援を行います。

5 専門的な支援を要するこどもや家庭への支援の充実

（１）相談体制の充実

本市では、学校、教育・保育施設、子育て支援センター等でこどもや子育てについての相談対応を行っています。また、「子ども総合相談窓口」に専門の相談員を配置し、支援を要するこどもや家庭への対応を図っています。今後は、「こども家庭センター」を中心に、関係機関との連携を図りながら、こどもや若者、子育て家庭からの幅広い相談に応じ、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

（２）児童虐待防止対策の充実

こどもの生命・心身の自由を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

本市においては、相談機関の周知に加え、支援を必要とする家庭を早期に把握するために、こども家庭センター職員や保健師、保育士、子ども総合相談窓口相談員等による訪問や、必要な支援を行うことで虐待を予防します。

①関係機関との連携強化

あらゆる相談機関に寄せられた相談のうち、虐待又は虐待の疑いがあるケースに対しては、要保護児童対策地域協議会実務担当者会議の中で情報収集及び情報の共有を図り、関係機関との連携のもと問題解決に当たります。本市の各部署のほか、児童相談所、熊本県、民生委員・児童委員、保育園、児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関、福祉サービス事業者及びボランティア等との幅広い関係者のネットワークの強化を図ります。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応のため、専門性を有する職員の配置や研修等を通し体制強化及び資質の向上を図っていきます。

②発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業を通じて、妊娠、出産及び育児期の状況を把握するとともに、教育・保育現場、子育て支援センター等と情報を共有しながら見守りに努めます。特に支援を必要とする場合には、専門機関、相談機関と連携し適切な支援につなげていきます。

さらに、虐待の発生予防、早期発見のために、民生委員・児童委員やボランティア等の民間団体との連携を図ります。

③社会的養護施策との連携

社会的養護を必要とする児童に対しては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設との連携を図ります。

地域の里親や児童養護施設等においてこどもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等、熊本県や児童養護施設における里親支援専門相談員との連携により、地域の中で社会的養護が行

えるような支援体制の整備に努めます。

（３）ひとり親家庭の自立支援の推進

子育て短期支援事業、保育等の各種支援策を推進するとともに、生活支援のほか、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援、更には就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

（４）障がい児施策の充実

障がいのあるこどもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人ひとりが障がい児に対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

そのためには、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、児童発達支援センター等と連携を図り、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。教育・保育施設においては、学校教諭、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家の協力を得ながら適切な支援に努めることによって、こども達の可能性を最大限に伸ばし、生き生きとした生活ができるための力を培います。

また、発達障がいについては、ここ数年で急速に認知が進んだものの、社会的な理解が十分になされているとは言いがたいことから、情報周知のほか、家族が適切な子育てを行うための家族への支援に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず共に学び合うインクルーシブ教育（保育）の推進に努め、教育・保育施設、放課後児童クラブ等への発達障がいのある児童の受入れを推進します。

6 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進

（１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

共働き世帯が増加する中、子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するため、配偶者や家族が協力して子育てを行うとともに、社会全体で子育てを支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援することにより、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及びこども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供等
- 子育て期間中を含めた働き方の見直し及び企業における育児休業及び短時間勤務等に係る制度の導入促進

（２）ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解の促進や、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

また、インターネットによる周知・広報をはじめ、各種研修会を通じた子育てに関する理解の促進等、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を推進します。

あわせて、地域住民が子育てに参加するためのきっかけとなるイベントや講座の開催に積極的に取り組みます。

7 関係機関との連携

（１）関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、熊本県との間においても、子ども・子育て支援事業計画の実施状況等の必要な情報を共有し、共同で事業所の指導監督を行う等、連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を地域の実情に応じ計画的に整備していくために、行政と教育・保育施設、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施者が相互に連携し、協働しながら取り組んでいきます。

同時に、教育・保育施設、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施者間の連携が円滑に行われるよう支援します。

（２）関係機関の連携を推進する取組

保護者が必要とするときに必要な支援を利用することができるよう取組んでいきます。

○利用者支援事業

専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行います。

○地域子育て支援拠点事業

保護者の子育てに対する不安を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てができるよう、必要に応じ関係機関の協力を得て、子育てに関する情報を提供したり、休日の育児参加促進に関する講習会を実施します。

第5章 こどもの貧困対策計画

1 計画策定の背景

(1) 計画の趣旨

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されること、いわゆる「貧困の連鎖」があってはならないとの決意のもと、平成26年に「子どもの貧困対策法」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）が施行され、令和元年、令和6年と改正を重ねてきました。令和元年改正では、市町村計画の策定が努力義務化され、令和6年改正では、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と法律名に「貧困の解消」が明記されるとともに、並行して施行されたこども基本法とともに、施策の拡大を図る方向性が示されています。

貧困の連鎖を断ち切り、こどもが夢や希望をもてるよう、保護者への生活・就労支援、こどもへの学習支援、子育て世帯への経済的支援など、こどものことを第一に考えた適切な支援に取り組むことが求められます。

(2) 計画の位置づけ

「こどもの貧困対策計画」は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に規定される、市町村による策定を努力義務とした「市町村計画」として位置づけます。

2 こどもの貧困対策に係る施策の展開

(1) 教育支援

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべてのこどもが質の高い教育を受けられるよう、経済的に困難を抱える家庭への負担軽減や学習支援などを行い、それぞれの夢に挑戦できるようにしていきます。

※本市独自事業（内容の一部が独自の場合を含む）は着色しています。

施策・事業名	内容	担当課
母子・父子福祉資金の貸付(就学支度資金・修学資金)	ひとり親家庭のこどもたちの進学と自立に向けた取組を支援するため、20歳未満の子を養育しているひとり親家庭に高校・大学等へ入学する際に必要な資金や修学に必要な資金を無利子で貸し付けます。	子ども課
こどもの学習・生活支援事業	経済的に困難を抱える世帯のこどもたちの学力向上や進学を支援することを目的に小中学生等を対象とした学習支援事業を行います。	福祉課
保育園等の保育料負担軽減	保育園等の保育料を国基準の保育料の半額程度に設定して子育て家庭を経済的に支援します。	子ども課
幼稚園・保育園等と小学校との連携	幼稚園や保育園等から小学校へスムーズに入学できるように、それぞれの関係者が直接的に交流することによりこどもたちの健全な育ちを支える連携体制を構築します。	学校教育課
生活保護（小・中学生）	教育扶助（教材代、学校給食費、学級費等）、一時扶助（入学準備金等）を支給します。	福祉課
生活保護（高校生）	生業扶助（授業料等の高等学校等就学費、就職支度費）及び進学・就職準備給付金を支給します。	福祉課
就学援助制度	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に係る費用の一部を援助します。	学校教育課
日本語指導教室	外国にルーツがある、または帰国子女等にあたる児童・生徒に対し、日本語指導等を行い、学校生活への早期適応を図ります。	学校教育課
読書習慣の形成支援	こどもの発達段階に応じた読書環境を整備し、読書を楽しむきっかけが得られるような事業を実施します。また、誰もが読書や調べ学習ができるよう、移動図書館車の運行などを行います。	生涯学習・スポーツ課
ブックスタート（ブックスタート・プラス）	乳幼児期の絵本への触れ合いを通じて、こどもの言語能力や読解力を育むため、3～4か月健診時等に読み聞かせや絵本の贈呈を行います。	生涯学習・スポーツ課
看護師等修学資金	将来、市内の医療機関等に看護師や准看護師として勤務しようとする人に対し、その修学に必要な資金を貸与します。	健康増進課

（２）生活の安定に資するための支援

生活困窮の状況にある子育て世帯の安定した生活のため、自立に向けた相談支援や、就業しやすい環境づくりに向けた支援、こどもの居場所づくりなどを行い、こどもの貧困の連鎖の解消を図っていきます。

施策・事業名	内容	担当課
母子・父子自立支援員による相談支援	ひとり親家庭の生活上の相談と、その自立に必要な援助や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子ども課
ひとり親家庭等自立支援事業	ひとり親家庭となった直後や就労に向けた訓練を受講する場合、また、親が一時的な病気などで家事や育児などの日常生活に支障をきたしている家庭へホームヘルパーを派遣し、食事の世話、育児などを行います。	子ども課
一時預かり保育	保護者の断続的な就労、職業訓練、就学のためや、保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭等、緊急・一時的に家庭内での保育が困難な市内在住の就学前児童を一時的に預かります。	子ども課
利用者支援事業	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目指し、妊娠・出産・子育てに関する相談支援を充実させた「あかり」（通称）を、令和2年4月1日に開設し、皆さんからの様々な相談を受付、様々な支援サービスにつなぐ役割を担っています。	子ども課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	子育て短期支援（ショートステイ）事業とは、保護者が疾病等によりこどもの養育が困難になった場合、緊急一時的に預かります。	子ども課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、児童虐待の発生を予防するとともに、家庭における安定した児童の養育が可能となるよう保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を行います。	健康増進課
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	就労形態の多様化等により保護者の就労などの理由で、平日・休日不在となり、養育が困難となったときに児童を預かります。	子ども課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）による会員組織を設置し、保育園・幼稚園の送迎や一時的な保育等、地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施します。	子ども課
幼稚園の預かり保育	幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、在園児を幼稚園において預かり、保育を実施します。	子ども課
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなど長期休暇中も実施します。	子ども課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の相談に応じ、生活自立を支援します。	福祉課
生活困窮者家計改善支援事業	生活困窮者の家計の改善に向けた助言を行います。	福祉課
生活保護（ケースワーカーによる生活相談・支援）	生活保護受給者に対し、世帯の状況に応じ、自立（生活の自立を含む）に向けた相談・支援を行います。	福祉課
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息等の機会を確保します。	福祉課

（３）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活困難を抱える保護者が職を得て経済基盤を安定させていくことのできるよう、個々の状況に応じた就労に向けた支援などを行い、保護者が子育てと仕事を安定的に両立できる環境づくりを図ります。

施策・事業名	内容	担当課
ひとり親家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母または父子家庭の父が、就労に結びつきやすい資格を取得するため、以下の支援を行います。 ・自立支援教育訓練給付金 教育訓練を受講した場合、その経費の一部を支給します。 ・高等職業訓練促進給付金 就労につながる資格取得を目指し、養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給し、生活の負担の軽減を図ります。養成機関を修了した際には、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。	子ども課
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。 就職に関する一定の条件を満たした場合は返済が免除になります。	子ども課
母子・父子福祉資金の貸付（技能習得資金・就職支度資金等）	ひとり親家庭の就労と自立に向けた取組を支援するため、ひとり親家庭の親に起業や就職、知識技能を習得するために必要な資金を貸し付けます。	子ども課
被保護者就労支援事業・就労準備支援事業	就労が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。	福祉課

(4) 経済的支援

家庭での生活の基礎となる経済状況について、こどもや保護者が安心して生活を送ることができるよう、個々の世帯状況を把握した上で、各種制度による経済的な支援につなぎ、子育て世帯の経済的安定を図っていきます。

施策・事業名	内容	担当課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の要件に該当するひとり親等及び 18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日まで（中程度以上の障害がある場合は 20 歳未満まで）の児童に係る医療費の自己負担分を全部又は一部を助成します。	子ども課
子ども医療費助成事業	0 歳から高校 3 年生相当年齢（18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日まで）の児童に係る医療費の自己負担分を全額助成します。	子ども課
未熟児養育医療の給付	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に、その治療に要する医療費の一部を負担します。	子ども課
自立支援医療（育成医療）の給付	18 歳未満の児童で、身体上の障がいのある人、又は現存する疾患を放置すると将来障がいを残す人で、確実な治療効果が期待し得るものに対し、指定医療機関で受けた医療費を助成します。	福祉課
児童手当	子育て家庭（高校卒業程度（18 歳到達後の最初の 3 月 31 日）までの児童を養育する家庭）に対して手当を支給します。	子ども課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の状態にあって、18 歳に達した年度の 3 月末日まで（中程度以上の障害がある場合は 20 歳未満まで）の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども課
特別児童扶養手当	20 歳未満で、身体若しくは知的・精神に重度又は中度以上の障害がある児童を養育している父か母、又は父母に代わって養育している者に対し手当を支給します。所得制限があります。	福祉課
障害児福祉手当	身体又は知的・精神に重度の障害があり、日常生活に常時特別の介護を必要とする 20 歳未満の者に対し手当を支給します。所得制限があります。	福祉課
母子・父子福祉資金の貸付（生活資金・転宅資金等）	ひとり親家庭の生活の自立を支援するため、20 歳未満の子を養育しているひとり親家庭に一定期間の生活を維持するために必要な資金や転宅に必要な資金等を貸し付けます。	子ども課
新生児等育児用品購入費助成事業	満 1 歳までの児童を養育する方に月額 3 千円分（最大年額 3 万 6 千円分）の育児用品購入券又は電子ポイントを交付します。	子ども課
住居確保給付金の支給	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方や住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を求職活動中有期で支給します（生活保護受給者除く）。	福祉課
生活保護（生活費等の法内援護）	生活困窮者であって、世帯の収入が国で定めた基準に満たない場合、その不足分を支給します（現物給付含む）。	福祉課
新入学児童支援事業	小学校に入学する新 1 年生へランドセルを贈呈します。	学校教育課
助産施設措置	経済的理由により出産費用負担が困難な妊婦に対し、出産費用を助成します。	子ども課
奨学金貸与事業	高等学校や大学等への進学において、経済的理由で就学が困難な方に対し、奨学資金の貸与を行います。	教育総務課

第6章 こども・若者計画

1 計画策定の背景

(1) 計画の趣旨

近年、若年無業者やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど、こどもや若者をめぐる状況が厳しさを増しています。その中で、こども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、平成21年7月、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。また、平成22年7月には、同法に基づく第1次大綱（子ども・若者育成支援推進大綱）として「子ども・若者ビジョン」、平成28年2月には第2次大綱として「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、令和3年4月には第3次となる大綱が策定されました。

第3次大綱では、(1)全てのこども・若者の健やかな育成、(2)困難を抱えるこども・若者やその家族への支援、(3)こども・若者の成長のための社会環境の整備、という3つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としています。

今般の国の状況に鑑み、一層の充実を図るため新たに「こども・若者計画」を策定し、こどもたちが健やかに成長できるよう、こどもや若者、子育て家庭を社会全体で見守り、支援するなど、より市民のニーズに即したこども・若者支援施策を総合的・計画的に推進します。

(2) 計画の位置づけ

「こども・若者計画」は「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に規定される、市町村による策定を努力義務とした「市町村計画」として位置づけます。

2 こども・若者に係る施策の展開

(1) 全てのこども・若者の健やかな育成

全てのこどもや若者が、社会的に自立し、活躍できるためには、安心して安全に暮らせる環境の中で、心身の健康を育み、それぞれのこどもや若者が様々な体験や学びを通じて豊かな人間性を養うことが重要です。さらに、こどもや若者が生きづらさを一人で抱え込まないように、相談窓口の充実や周知を進めるとともに、就労支援の拡充などを通じて生きる力を育み、社会的に自立するための力を身につける環境づくりを推進します。

※本市独自事業（内容の一部が独自の場合を含む）は着色しています。

① 自己形成のための支援、社会形成への参画支援

施策・事業名	内容	担当課
児童館	遊び等を通じて児童の健康を増進し、情操を豊かにするために様々な活動に取り組むとともに、乳幼児から高校生世代までの居場所づくりを支援します。	子ども課
地域結婚支援重点推進事業	婚活セミナーやイベントを実施し、結婚に対する意識改善と自己のスキルアップ（身だしなみやコミュニケーション）を支援します。	地域生活課

② こども・若者の健康と安心安全の確保

施策・事業名	内容	担当課
こども家庭センター	妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に応じ、関係機関と連携して包括的な支援を行います。	子ども課
子ども総合相談窓口	子ども・若者に対し、教育・福祉の一体的な相談窓口として、専門の相談員を配置し、困難を抱えるこども・若者、その家族からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介や必要な情報の提供、助言を行います。	子ども課

③ 若者の職業的自立、就労等支援

施策・事業名	内容	担当課
被保護者就労支援事業・就労準備支援事業	就労が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。	福祉課
インターンシップ	学生に対し市役所での就業体験の機会を与えることにより、学生の就業意識の向上や市政に対する理解を深めます。	総務課

(2) 困難を抱えるこども・若者やその家族への支援

ひきこもりや不登校、若年未就労無業者など、様々な課題を抱えるこども・若者に対する支援について、こども・若者支援に関する専門性を有する機関や団体が連携しています。関係機関が協力し、知恵を出し合うことで、これらの困難を抱えるこども・若者やその家族を適切にサポートしていきます。

① こども・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

施策・事業名	内容	担当課
福祉総合相談	生活上の悩みや困りごとを抱える方などに対し、様々な機関・団体と連携しながら、課題の解決を図ります。	福祉課
子ども総合相談窓口	ひきこもりや不登校など、様々な不安や悩みを抱えているこどもから若者とその家族からの相談を受け付け、教育や福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの様々な分野の関係機関等と連携し、それぞれの関係機関の紹介や必要な情報の提供、助言を行います。	子ども課

② 困難な状況ごとの取組

ア) 不登校、若年無業者、ひきこもりのこども・若者への支援

施策・事業名	内容	担当課
こどもの学習・生活支援事業	経済的に困難を抱える世帯のこどもたちの学力向上や進学を支援することを目的に小中学生等を対象とした学習支援事業を行います。	福祉課
スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用	熊本県のSSW事業と連携を取りながら、市所属のSSWによる更なる支援体制の充実を図ります。	学校教育課
不登校児童・生徒に対する支援体制の整備	不登校児童・生徒に対して、校内外の教育支援センターの体制整備を推進します。	学校教育課
不登校児童・生徒に対する取組	不登校児童・生徒に対して、定期的な連絡会議（山鹿市学校サポート会議）を開催し、関係者が連携した取組を進めます。	学校教育課
不登校児童・生徒の家庭への支援	学校に行きづらい児童・生徒の保護者が孤立することのないよう、各種相談や、学校に行きづらいこどもの保護者の集いを推進します。	学校教育課
被保護者就労支援事業・就労準備支援事業	就労が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。	福祉課

イ) 障がい等のあるこども・若者の支援

施策・事業名	内容	担当課
就労支援事業	障がい者が安心して働き続けることができるよう、一般就労の機会を広げるとともに、身近な地域の企業や事業所の協力のもと以下の事業を実施しています。 ・就労見学ツアー 学齢期の障害児及び保護者を対象とした一般企業、就労継続支援事業所等の見学 ・合同就職説明会 一般企業、就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等の就職説明会	福祉課
巡回支援専門員整備事業	保育園や放課後児童クラブ等のこどもやその親が集まる施設・場所を訪問し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の親に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。	福祉課
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息等の機会を確保します。	福祉課

ウ) 非行・犯罪に陥ったこども・若者の支援

施策・事業名	内容	担当課
青少年育成市民会議	保護司会、民生児童委員連絡協議会、警察等各種団体代表者や、学校・地区公民館等から推薦された推進員により構成される山鹿市青少年育成市民会議において、青少年の健全育成を目的に、青少年を取り巻く問題のある環境等について、研修、連絡、協議を行います。	生涯学習・スポーツ課
“社会を明るくする運動”の推進	保護司会、更生保護女性会、警察ボランティア等との連携により、犯罪や非行を防止するとともに、罪を犯した人たちの立ち直りを地域のチカラで支援し、犯罪のない地域社会を築くことを目的とする全国的な運動を推進します。	福祉課

エ) 特に配慮が必要なこども・若者の支援

施策・事業名	内容	担当課
こころといのちのネットワーク会議	自殺の背景には様々な問題が複雑に絡み合っているため、自殺の危機的要因の解消や複雑化の防止に向けて各関係機関の取組を共有し、連携の仕方を検討する会議を開催します。	健康増進課
自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成）	自殺の危険性の高い人の早期発見と適切な対応を図るため、職場や地域などで悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、支援につなげる役割を担い、自殺対策を支える人材を養成します。	健康増進課
日本語指導教室	外国にルーツがある、または帰国子女等にあたる児童・生徒に対し、日本語指導等を行い、学校生活への早期適応を図ります。	人権啓発課
LGBTQ+等に対する理解促進	LGBTQ+や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等、特に配慮が必要なこども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるため、こども・若者に関わる従事者等への情報提供を行います。	人権啓発課

③ こども・若者の被害防止・保護

施策・事業名	内容	担当課
青少年の非行・被害防止全国強調月間による広報啓発	内閣府が定める「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせ、青少年の規範意識を高め、児童買春や児童ポルノといった青少年の福祉を害する犯罪の被害を防止するため、啓発活動等を行います。	学校教育課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等への適切な支援を図るため、情報の交換や支援に関する協議を行います。構成機関代表者による会議、実務者による会議のほか、個別ケースに対応するための関係者会議を随時開催するほか、当該協議会の枠組みを通じ、関係者間で積極的な情報共有を行います。	子ども課

(3) こども・若者の成長のための社会環境の整備

すべての児童・生徒が放課後を安心して過ごせるよう、安全面に配慮したまちづくりを進めるとともに、地域住民の参加による体験や交流活動の拠点づくりに取組みます。また、こどもや若者が地域内で多様な人々と関わることで、社会性や豊かな人間性を育むための交流の機会を広げます。さらに、インターネットの利用に関しては、サービス提供者を含むすべての関係者や組織が協力し、安全で安心できる環境づくりに取組みます。

① こども・若者を取り巻く有害環境等への対応

施策・事業名	内容	担当課
福祉総合相談	生活上の悩みや困りごとを抱える方などに対し、様々な機関・団体と連携しながら、課題の解決を図ります。	福祉課
青少年のインターネット利用に関する啓発	青少年が適切にインターネットの利用ができるよう、学警連における関係者への指導者研修や市公式ホームページ等で啓発を行います。 児童・生徒へ熊本県から配付されている冊子やセキュリティ教室等で、携帯電話、スマートフォンやインターネットなどによる、いじめや人権問題に対する意識の啓発を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。	学校教育課

資料編

1 山鹿市子ども・子育て会議設置条例

平成 26 年 9 月 22 日

条例第 39 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づく合議制の機関として、山鹿市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(令5条例24・一部改正)

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(次号において同じ。)に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部において処理する。

(令4条例22・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附則(令和4年12月23日条例第22号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和5年6月29日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 山鹿市子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏 名	所 属	摘 要
1	伊藤 良高	学識経験者	会 長
2	三浦 貴子	男女共同参画関係代表	副会長
3	松本 雅雄	法人保育園代表	
4	山田 原野	法人認定こども園代表	
5	迎田 浩二	児童養護施設代表	
6	渡辺 研一	放課後児童クラブ代表	
7	田代 桂一	医師会関係代表	
8	栗原 昭浩	商工関係団体代表	
9	福島 誠四郎	保護司会代表	
10	坂口 美咲	療育関係代表	
11	廣瀬 卓三	社会福祉協議会代表	
12	古江 律代	主任児童委員関係代表	
13	立山 康隆	P T A連絡協議会代表	
14	杉本 真子	保育園保護者代表	
15	下田 由布子	幼稚園保護者代表	
16	工 孝幸	中学校校長会代表	
17	百田 止水	小学校校長会代表	

3 用語説明

山鹿市こども計画

令和7年3月発行

発行：山鹿市

編集：山鹿市 福祉部 子ども課

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 987 番地 3

T E L 0968-43-1514

F A X 0968-43-1170